

おおいた文化・芸術推進プラン2024

こころ輝く大分市 -文化・芸術でつくる人とまち-

おおいた文化・芸術推進プラン2024

第2次大分市文化・芸術振興計画
おおいた文化・芸術推進プラン2024



大分市

大分市



2021(令和3)年3月

大分市

はじめに



本市は、豊かな自然に恵まれ、古くから東九州の要衝の地として栄えてきました。特に中世・戦国時代には、北部九州6力国を治めた戦国大名大友宗麟公により、全国に先駆けて南蛮文化が花開き、日本における西洋音楽・西洋演劇発祥の地といわれています。

こうした自然や歴史を有する本市においては、2014(平成26)年に大分市文化・芸術振興計画「2020 わくわく大分 文化・芸術ゆめプラン」を策定し、地域の特性を生かした本市独自の多彩な文化・芸術施策を展開してまいりました。

また、2018(平成30)年には、国内最大の文化の祭典「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」が県下で開催され、多様な文化・芸術事業や異分野とのコラボレーションが展開されたことにより、市民の郷土を愛する心と誇りの醸成が図られ、新たな文化・芸術の創造にもつながりました。

一方で、2020(令和2)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、文化・芸術を取り巻く環境は一変し、多くの活動の場や発表、鑑賞の機会の減少を余儀なくされています。このような状況において、文化・芸術は人と人との絆を結び直し、多様な価値観が共存する創造性あふれる社会を築く上で不可欠であります。

こうした社会情勢に対応し、時代のニーズに即した文化・芸術施策の構築・展開を図るため、このたび第2次大分市文化・芸術振興計画「おおいた文化・芸術推進プラン2024」を策定いたしました。

本プランでは、「こころ輝く 大分市 -文化・芸術でつくる人とまち-」を基本理念に掲げ、「はぐくむ」「ささえる」「つなぐ」の3つの柱で各基本施策に取り組むこととしております。今後は本プランに基づき、文化・芸術の有する創造性を最大限に生かすことで、市民の生活に潤いをもたらし、本市に住むことを誇りに思えるまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本プランの策定にあたり、熱心にご議論を重ねていただきました第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

2021(令和3)年3月

大分市長 佐藤 樹一郎

目次

第1章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の策定にあたって

1 計画の趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の対象範囲	6

第2章 文化・芸術を取り巻く環境

1 文化・芸術の社会的背景	8
(1) 文化・芸術に関する国の動向	8
(2) 文化・芸術に関する本市の動向	10
2 大分市の文化・芸術の現状分析	12
(1) 大分市文化・芸術に関するアンケート調査	12
(2) 調査結果に基づく現状分析	12

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

1 基本理念	16
2 基本目標（はぐくむ・ささえる・つなぐ）	16
3 基本目標に基づく基本施策、取組項目及び将来像	18
はぐくむ	18
ささえる	24
つなぐ	30

第4章 重点プロジェクト、評価指標及び推進体制

1 重点プロジェクト	38
2 評価指標	40
3 推進体制	41

資料編

1 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版	44
2 第2次大分市文化・芸術振興計画 策定経過	60
第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会 委員名簿	61
第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会 設置要綱	62
3 文化芸術基本法	64
4 大分市内の主な文化・芸術関連施設	74

第1章

おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の策定にあたって



第1章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の策定にあたって

1 計画の趣旨

文化・芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものであります。

本市では、文化・芸術振興の指針となる計画として、2014（平成26）年度に大分市文化・芸術振興計画「2020 わくわく大分文化・芸術ゆめプラン」を策定し、基本理念である「人とまち文化・芸術で輝く大分市」の実現に向けて、「心豊かな市民生活を実現する文化・芸術の振興」、「郷土を愛する心や一体感を醸成する文化・芸術の振興」、「賑わいを創出し地域経済を活性化する文化・芸術の振興」の3つの基本目標のもと、様々な文化・芸術施策を展開してまいりました。

特に、2018（平成30）年に開催された国内最大

の文化の祭典である「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」では、市民の協働による作品制作、障がい福祉サービス事業所によるアート作品展や外国人留学生による文化・芸術事業の開催、さらにはボランティアによるガイド等の取組を行い、みんなで創り上げ、盛り上げる、市民の底力を發揮した文化祭となりました。

第2次大分市文化・芸術振興計画「おおいた文化・芸術推進プラン2024」では、これまで培ってきた文化・芸術のレガシーを次世代へ着実に継承するとともに、市民、地域、企業、行政等が一体となって、本市の多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図り、様々なシーンにおいて文化・芸術の有する創造性を最大限に生かすことで、本市に住むことを誇りに思えるまちづくりをめざします。



2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」の文化・芸術の振興を具現化するための個別計画です。大分市総合計画では、めざすまちの姿（都市像）として「笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市」を掲げており、本計画の推進により文化・芸術が有する創造性をまちの新たな魅力の創出へつなげる創造都市※としての取組を進めます。

また、大分市文化・芸術振興計画「2020 わくわく大分文化・芸術ゆめプラン」の後継計画として位置づけ、関連分野の個別計画との連携を図るとともに、文化芸術基本法第4条に基づく本市における文化・芸術に関する施策の基本とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、2021(令和3)年度から2024(令和6)年度までの4年間とします。



※創造都市 文化・芸術から生み出される様々な価値が、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野に生かされ、将来にわたり持続的に発展を続ける都市。

4 計画の対象範囲

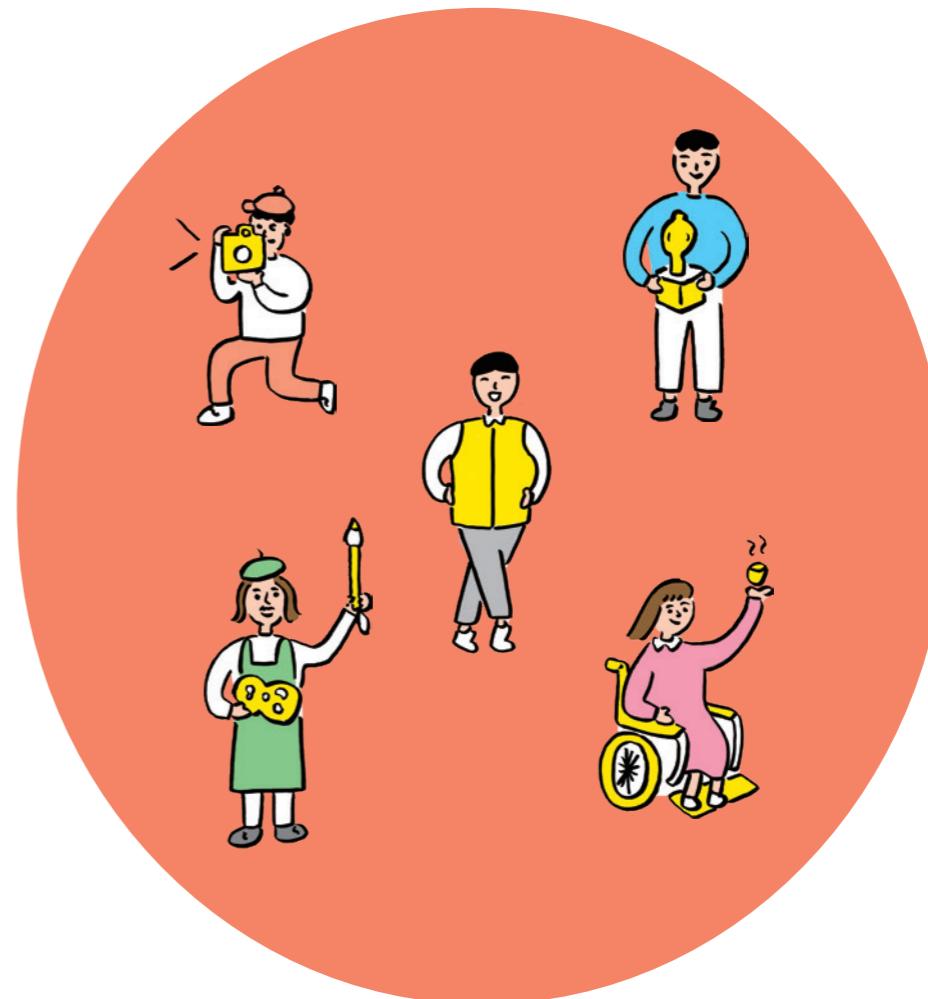
本計画の対象範囲は、文化芸術基本法に掲げられている項目を基本に、本市の特性と可能性を踏まえたものとします。また、文化・芸術は新たな創造活動により常に変化していくため、これらの枠にとらわれることなく、新たな分野についても注視していきます。

計画の主な対象範囲

項目	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊、民謡、日舞その他の日本古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
郷土文化	神楽、山車、地域のまつり等
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術、歴史的建造物
地域における文化・芸術	地域固有の伝統芸能及び民族芸能

第2章

文化・芸術を取り巻く環境



第2章 文化・芸術を取り巻く環境

1 文化・芸術の社会的背景

(1) 文化・芸術に関する国の動向

文化芸術基本法

2017(平成29)年6月改正

少子高齢化やグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化等が急速に進展するなか、国では、文化・芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」を改正し、新たに「文化芸術基本法」としました。改正の趣旨としては、文化・芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化・芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を文化・芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。また、文化・芸術に関する基本的施策については、新たに食文化の振興や地域振興における芸術祭への支援、高齢者及び障がい者の創造活動への支援等が明記されました。このような動きのなかで、文化・芸術により生み出される価値を各分野の垣根を越えて有機的に連携させていくことが、より一層求められています。

文化芸術推進基本計画

2018(平成30)年3月策定

2018(平成30)年度～2022(令和4)年度

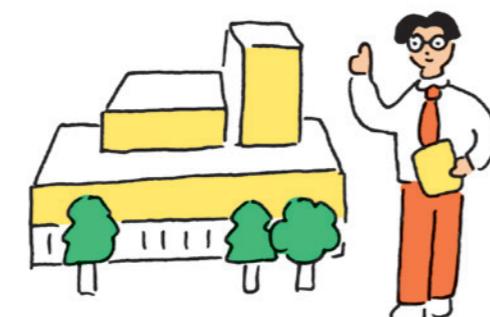
国では、文化芸術基本法に基づき、文化・芸術施策に関する基本的な計画を初めて策定しました。同計画では、文化・芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を明確化し、文化・芸術により生み出される多様な価値を文化・芸術の継承、発展及び

創造に活用・好循環させ、文化芸術立国をめざすものとされ、文化・芸術の社会包摂の機能を生かした「心豊かで多様性のある社会」など、今後のめざすべき姿を定めています。また、地方においても国の文化芸術推進基本計画を参照して、その実情に即した文化・芸術の推進に関する計画「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとしています。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

2012(平成24)年6月施行

文化・芸術に触れ、創造し、発表できる環境である劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等について、施設活用の方向性を定めています。また、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支えることや、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与するなどが求められています。



文化財保護法

2018(平成30)年6月改正

過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっています。これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化が求められています。



障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

2018(平成30)年6月施行

文化・芸術は、これを創造・享受する者の障がない有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすとしている文化芸術基本法及び障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者による文化・芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がい者の個性と能力の發揮及び社会参加を促進することを目的としています。障がい者による文化・芸術活動を幅広く促進することや障がい者による文化・芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することなどが求められています。



第2章 文化・芸術を取り巻く環境

(2) 文化・芸術に関する本市の動向

大分市の歩み

大分市は、縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。また、古代・豊後國府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。中世・戦国時代には、北部九州6力国を治めた戦国大名大友宗麟の下に隆盛をきわめ、最盛期には世界にも名が知られる国際貿易都市「豊後府内」となりました。これに伴い、西洋の医術や音楽、演劇等が取り入れられ、わが国独自の「南蛮文化」が全国に先駆けて花開き、今日に至るまで様々な文化・芸術が育まれてきました。

2013(平成25)年には、市民の新たな文化・芸術拠点となるホルトホール大分が開館したことを契機に、2014(平成26)年に大分市文化・芸術振興計画「2020 わくわく大分 文化・芸術ゆめプラン」を策定し、市民主体の多彩で多様な文化・芸術活動が展開されてきました。2017(平成29)年には、同計画に基づいて、ホルトホール大分における人材育成や交流促進、おおいたトイレンナーレ、宝のまち・豊後FUNAI芸術祭、おおいた夢色音楽プロジェクトなど、多様な文化・芸術施策を展開していることが評価され、平成28年度文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)を受賞しました。また、2018(平成30)年には、大分県では20年ぶり2回目となる国民文化祭「第33回国民文化祭・おおいた2018」や、県では初となる全国障害者芸術・文化祭「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」が開催され、本市のみならず県全体が文化・芸術で盛り上りました。

そのようななか、2020(令和2)年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化・芸術を

取り巻く環境は一変し、多くの文化・芸術団体等が活動自粛を余儀なくされました。今後は、感染症対策を十分に講じた上で文化・芸術活動が求められています。



西洋音楽発祥記念碑



おおいたトイレンナーレ



宝のまち・豊後 FUNAI 芸術祭

第33回国民文化祭・おおいた2018

第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会の開催

「おおいた大茶会」をテーマに、2018(平成30)年10月6日から同年11月25日までの51日間にわたり開催され、県内各地で地勢や歴史・文化等の特性を踏まえた5つの地域テーマのもと様々な文化事業等が展開されました。大分市の地域テーマは、別府市、由布市とともに「出会いの場」であり、本市の多様な施設や集客力のある中心市街地等の特色・強みに加え、戦国大名「大友宗麟」や「南蛮文化発祥都市」としての歴史・文化を生かした事業を中心には22事業を実施しました。

市民の協働による作品制作のほか、障がい福祉サービス事業所によるアート作品展の開催や拠点施設の運営、外国人留学生による文化・芸術事業の開催や外国人ゲストの招聘、さらにはボランティアによるガイド等の取組を行い、みんなで創り上げ、盛り上げる、市民の底力を発揮した文化祭となりました。また、異分野アーティストによる展示や伝統芸能と現代アートとの融合など、異分野とのコラボレーションを積極的に取り入れるとともに、多くの事業で子どもたちや若者、地元アーティストを起用し、さらには役者やスタッフも含めて大分の人たちによる作品制作に取り組むなど、今後の新たな展開や次代を担う人材の育成に向けた契機とすることができます。

様々な事業のなかでも、大分市リーディング事業の「回遊劇場～ひらく・あらう・めぐる～」では、市内中心部を美術館や劇場に見立て、空き店舗やカフェ等へ作品を展示したり、屋外に壁画やモザイクアート等を設置したりするなど、アートの魅力、まちの魅力との「出会い」を創出しました。

本文化祭を通して、文化・芸術のさらなる

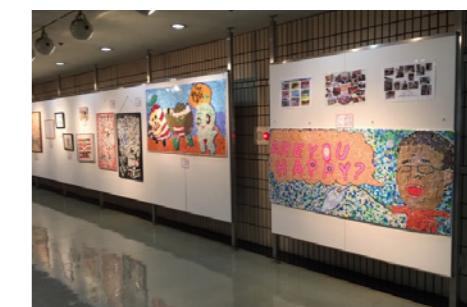
振興・発展や市民の郷土を愛する心と誇りの醸成が図られ、ひいては本市における文化・芸術を生かしたまちづくりのさらなる進展につながりました。



第33回 国民文化祭・おおいた2018
第18回 全国障害者芸術・文化祭おおいた大会



国民文化祭



全国障害者芸術・文化祭



回遊劇場

第2章 文化・芸術を取り巻く環境

2 大分市の文化・芸術の現状分析

(1) 大分市文化・芸術に関するアンケート調査

本計画の策定における基礎資料として、文化・芸術に対する関心度やニーズ等についてのアンケート調査を市民、文化・芸術団体、学生に2019(令和元)年11月～12月に実施し、その結果の分析により、本市の文化・芸術の現状や課題を整理しました。

	市 民	文化・芸術団体	学 生
対 象	18歳以上の市民 3,000人	①本市を拠点に活動する 125団体 ※1 ②文化施設の利用団体 ※2 ③地区公民館の利用団体	①一般学生（大分大） ②専門学生（芸短大） ③外国人留学生（大分大、日本文理大、芸短大）
調査方法	郵送調査	郵送調査及び窓口配布	持込配布等
有効回答	791件 (26.6%)	91件 (41.6%)	572件 (67.5%)

※1…NPO法人大分県芸振会員（大分県文化年鑑 平成30年度）の内、本市を主な活動拠点とする団体

※2…ホルトホール大分、コンパルホール、平和市民公園能楽堂、アートプラザの利用団体

調査結果の詳細につきましては、P44の資料編「大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版」に掲載しています。

(2) 調査結果に基づく現状分析

市民アンケートでは、本市の文化・芸術施策を重要度・満足度を分類した相関表（P13参照）において、満足度は低いが、重要度が高いことを示す早期改善項目に、「子どもが文化・芸術に親しむ機会の充実」「学校教育における文化・芸術に関する学習・体験機会の充実」「次世代の文化・芸術活動を担う人材育成」「障がい者の文化・芸術活動への支援」「文化・芸術に関する情報提供の充実」が位置しており、子どもたちの多様な文化・芸術に触れることが必要性や次世代へ文化・芸術を継承するための担い手不足、文化・芸術に関する情報不足等の課題が明らかになりました。

文化・芸術団体アンケートでは、団体の構成メンバーの平均年齢層が60歳代以上と高く、今後、継続的に活動するに当たり、新たなメンバーの確保や担い手の育成が課題となっています。また、文化・芸術活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるものとして、資金的援助による活動支援や文化・芸術活動に関する情報の提供・発信等が挙げられました。

学生アンケートでは、文化・芸術を専攻する学生のうち、大分市外で就職・進学・活動する割合が市内より高く、次世代の文化・芸術を担う人材の流出が深刻な結果となりました。また、一般学生における文化・芸術を鑑賞も活動もしない理由として、文化・芸術そのものに関心がないが最も多く、若い世代の興味・関心を喚起する取組が必要となります。一方、外国人留学生のうち約3人に1人が大分市の祭りや観光名所、景観、建築物等をSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※で発信したことがあります、国内外に向けた重要な発信源となっています。

(参考) 大分市の文化・芸術施策に関する重要度・満足度

大分市文化・芸術に関するアンケート調査結果（市民アンケート）において、文化・芸術施策に関する重要度・満足度の集計結果にスコアウエイトを与え、その平均スコアを算出し、22の施策を4つのグループに分類しました。

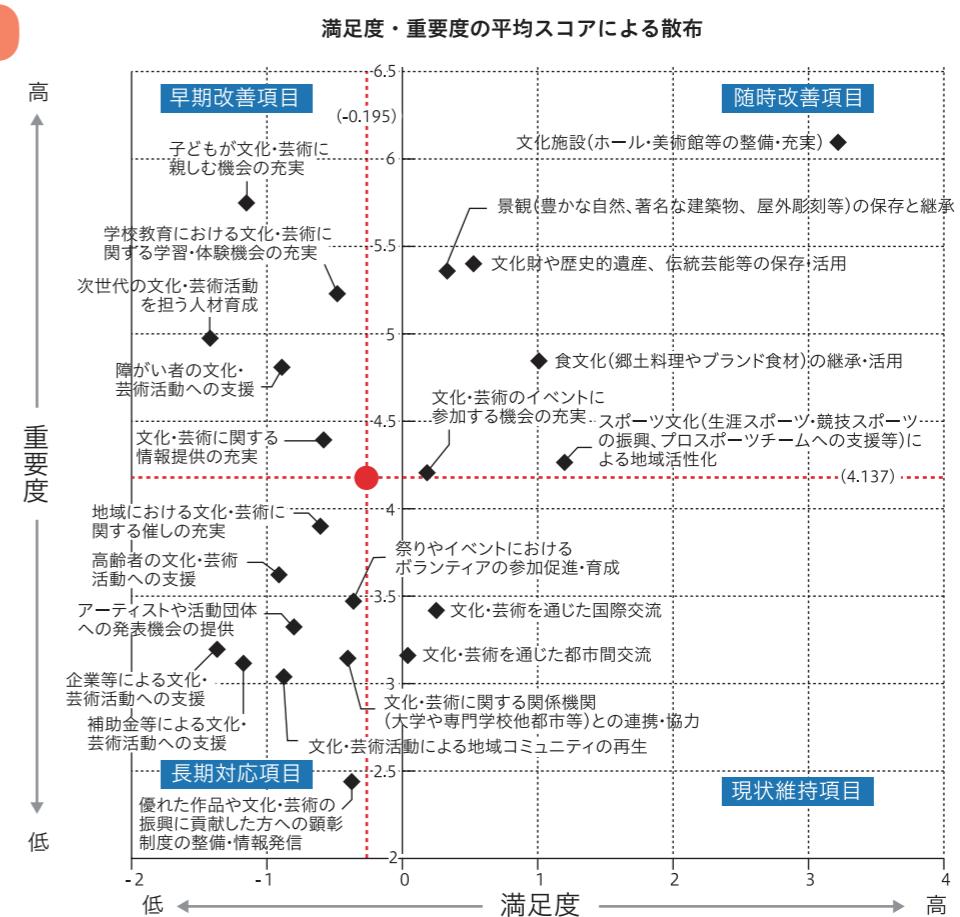
早期改善項目 満足度は低いが、重要度が高いもので、早期の改善が望まれるもの。

随時改善項目 満足度と重要度が共に高いもので、必要に応じて改善を図りながら、維持が望まれるもの。

現状維持項目 満足度が高く、重要度が低いもので、推移をみながら維持が望まれるもの。

長期対応項目 満足度と重要度が共に低いもので、推移をみながら改善が望まれるもの。

相関表



※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章等を公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

第3章

おおいた文化・芸術推進プラン2024 の体系



第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

1 基本理念

こころ輝く 大分市 –文化・芸術でつくる人とまち–

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。これまで本市において育まれ、受け継がれてきた多彩で多様な文化・芸術を通じて、市民一人ひとりに多くの感動をもたらし、魅力と活気あふれる大分市をめざします。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、3つの基本目標を掲げます。

はぐくむ

市民一人ひとりが日常生活において、身近な場所で気軽に文化・芸術に出会い、親しむことができる機会を提供し、子どもから大人まで市民全体の豊かな心を育みます。また、本市の文化・芸術の持続的な発展に向けて次世代の担い手を育成します。



ささえる

多様な市民による主体的・創造的な文化・芸術活動の場や発表の機会、情報発信等の様々な場面で幅広く支援します。また、市民、地域、企業、行政等が一体となって、本市の文化・芸術の質の向上と活発な活動を支えます。



つなぐ

地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化、食文化を守り、発展させて次世代につなぎます。また、文化・芸術で市民がつながり、本市と国内外の都市をつなぐとともに、その創造性を生かした新たな価値の創出に向けて様々な関連分野との連携を図ります。



基本施策・取組項目

将来像

(1) 多彩な文化・芸術に触れる機会の充実 →

- ①市内各地で多彩な文化・芸術事業の展開
- ②質の高い魅力的な文化・芸術事業の展開
- ③市民の特性に合わせた効果的な情報発信

身近な場所で気軽に
多彩な文化・芸術に触れています

(2) 次世代を担う子どもたちの育成 →

- ①子どもたちが文化・芸術に触れる機会の提供
- ②子どもたちの文化・芸術活動の発表の機会の提供
- ③子どもたちが歴史・伝統文化を学ぶ機会の提供

多くの子どもたちが文化・芸術に興味をもち、
次世代の担い手育成につながっています

(3) 文化・芸術環境の充実 →

- ①公共施設の利便性の向上
- ②市民交流・情報発信の拠点づくり

公共施設等を拠点に文化・芸術の交流が
広がっています

(1) 主体的・創造的な文化・芸術活動の支援 →

- ①文化・芸術活動の場・発表の機会の提供
- ②自主的な文化・芸術活動の支援
- ③文化・芸術情報の集積・発信・活用

様々な場面で主体的・創造的な
文化・芸術活動を支援しています

(2) 多様な市民の文化・芸術活動の促進 →

- ①高齢者の文化・芸術活動等の支援
- ②障がい者の文化・芸術活動等の支援
- ③県や関係施設等との連携・協力

誰もが文化・芸術活動を通じて
社会に参加しています

(3) 文化・芸術を支える基盤づくり →

- ①文化・芸術を担う人材の育成・活用
- ②公共施設の適切な運営・維持管理
- ③産学官との連携・協力

市民、地域、企業、行政等が一体となって、
文化・芸術を支えています

(1) 文化財・伝統文化・食文化の保存・継承・活用 →

- ①文化財の保護・保全・活用
- ②伝統文化の保存・継承
- ③食文化の継承・活用

地域に伝わる文化財・伝統文化・食文化が
脈々と受け継がれています

(2) 地域・都市・国際交流の充実 →

- ①文化・芸術による地域内交流の促進
- ②文化・芸術関連自治体との都市交流の推進
- ③文化・芸術による国際交流の推進

文化・芸術によって地域、都市、国で交流が
生まれ、絆が深まっています

(3) 文化・芸術の創造性を生かした新たな価値の創出 →

- ①文化・芸術の幅広い関連分野への活用
- ②文化・芸術によるぎわいの創出・地域経済の活性化
- ③魅力ある文化・芸術資源の活用・国内外への情報発信

文化・芸術と幅広い関連分野との連携で
新たな価値が生まれ、社会・経済が活性化しています

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

3 基本目標に基づく基本施策、取組項目及び将来像

はぐくむ

基本施策 はぐくむ（1）多彩な文化・芸術に触れる機会の充実

多彩な文化・芸術事業を市内各地の身近な場所で開催するとともに、年齢や障がいの有無、経済的な状況に関わらず、あらゆる人が気軽に文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。

● 現状と課題

本市では、日本における「西洋音楽発祥の地」であることにちなんで、市内各地でコンサートや音楽イベントを実施しているほか、周辺地域の小学校跡地を拠点に創作活動するアーティストと地域が連携したアートイベント等に取り組んでいます。また、ホルトホール大分やコンパルホール、地区公民館等の市民に身近な場所で、各種公演や展覧会、文化・芸術講座を開催するなど、多彩な文化・芸術事業を展開しています。

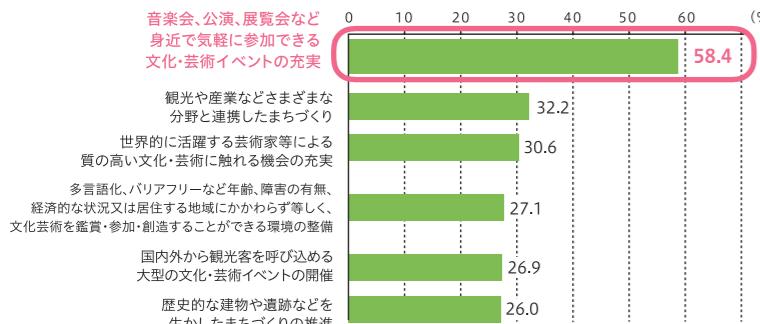
さらに、2018(平成30)年度から世界最高峰の演奏家が集う「別府アルゲリッチ音楽祭」に、本市も大分県、別府市とともに主催者として参画し、同音楽祭との連携事業を積極的に行なうなど、優れた文化・

芸術に触れる機会の創出を図っています。

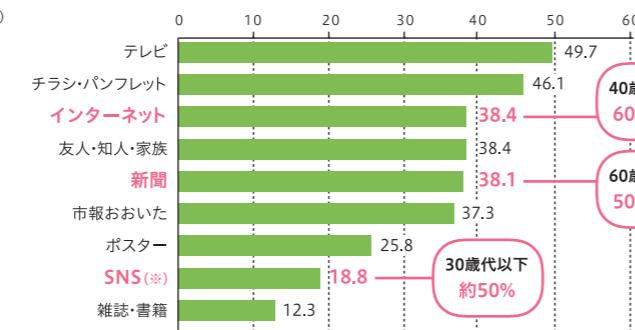
文化・芸術に関するアンケートでは、文化・芸術がもっと盛んになるために市が行うべきこととして、「音楽会、公演、展覧会など身近で気軽に参加できる文化・芸術イベントの充実」の割合が58.4%と最も多くなっています。また、文化・芸術に関する情報の入手方法を年代別にみると、40歳代以下で「インターネット」が60%を超えて最も多い入手媒体となっているほか、「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」は30歳代以下では約50%、60歳代以上では「新聞」が50%を超えるなど、世代に合わせた情報ツールでの発信が求められています。

文化・芸術に関するアンケート

文化・芸術がもっと盛んになるために行うべきこと（P51参照）



文化・芸術に関する情報の入手方法（P45参照）



※SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなど）

● 取組項目

①市内各地で多彩な文化・芸術事業の展開

身近な場所で気軽に文化・芸術を鑑賞・体験できるよう、文化施設や市民（行政）センター、地区公民館等で、多彩な分野の公演や展覧会、ワークショップ、講座を開催します。

②質の高い魅力的な文化・芸術事業の展開

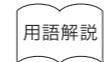
文化・芸術団体との連携や民間ノウハウの活用等により、国内外の優れた文化・芸術を鑑賞できる公演や展覧会を開催します。また、大分ゆかりの優れた芸術家を招聘し、本物の文化・芸術に触れる機会を提供します。

③市民の特性に合わせた効果的な情報発信

市報や市ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※、チラシ等の各種広報媒体の活用や多言語化など、戦略的な広報による効果的な情報発信に取り組みます。

将来像

身近な場所で気軽に多彩な文化・芸術に触っています



用語解説

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章等を公開し、

会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

基本施策 はぐくむ（2）次世代を担う子どもたちの育成

文化・芸術の振興や郷土の歴史、伝統文化の継承のため、地域や学校において多彩な文化・芸術に触れ、発表できる機会や歴史・伝統文化を学ぶ機会を提供し、次世代を担う子どもたちの育成を図ります。

● 現状と課題

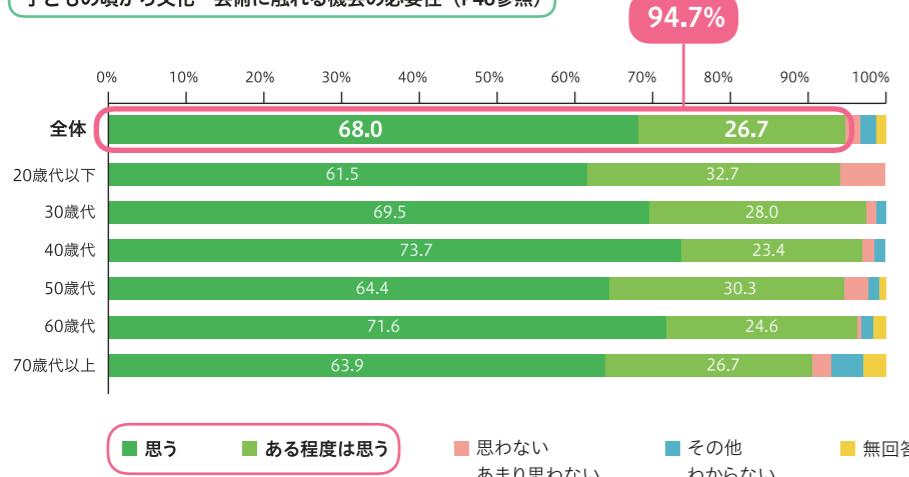
子どもたちが文化・芸術に触ることは、創造性や感性を高め、多様な価値観を身につけることにつながります。本市では、大分市美術館や大分市歴史資料館等の文化施設によるアウトリーチ活動※を通じて、子どもたちに大分ゆかりの優れた芸術家の作品紹介や地域の偉人・文化等の幅広い文化・芸術に触れる機会を提供しています。また、日頃の創作活動の成果を発表する場として、福田平八郎賞国画展や高山辰雄賞ジュニア美術展、朝倉文夫賞彫塑展等の様々な展覧会に取り組んでいます。さらに、郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会として、大友宗麟公の功績を伝える副読本の配布や歴史検定、FUNAI

ジュニアガイドの育成等を行っています。

文化・芸術に関するアンケートでは、子どもの頃から文化・芸術に触れる機会の必要性について、「思う」「ある程度思う」が94.7%と高い割合を示しています。また、本市の文化・芸術施策を重要度・満足度で分類した相関表（P13 参照）の早期改善項目に「子どもが文化・芸術に親しむ機会の充実」、「学校教育における文化・芸術に関する学習・体験機会の充実」が位置しており、子どもの頃から身近に文化・芸術を享受できる機会を提供し、次世代につなげていく必要があります。

文化・芸術に関するアンケート

子どもの頃から文化・芸術に触れる機会の必要性（P46参照）



● 取組項目

①子どもたちが文化・芸術に触れる機会の提供

文化・芸術への興味・関心が高まるよう、子どもたちを対象とした公演やワークショップ等を開催します。また、大分市美術館やアートプラザ等によるアウトリーチ活動や国内で活躍する芸術家との交流を図ります。

②子どもたちの文化・芸術活動の発表の機会の提供

文化・芸術を創造し、表現することの喜びにつながるよう、子どもたちが文化・芸術活動の成果を発表できる展覧会や公演等を開催します。また、表彰制度等を通じて、文化・芸術活動に対する意欲の向上を図ります。

③子どもたちが歴史・伝統文化を学ぶ機会の提供

郷土の歴史や伝統文化を知り、親しみを持てるよう、子どもたちを対象としたワークショップや講座等を開催します。また、大分市歴史資料館や南蛮B V NGO交流館等によるアウトリーチ活動や伝統芸能の専門家による体験型プログラム等を行います。

将来像

多くの子どもたちが文化・芸術に興味をもち、次世代の担い手育成につながっています



福田平八郎賞国画展、朝倉文夫賞彫塑展



FUNAI ジュニアガイド

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

基本施策 はぐくむ（3）文化・芸術環境の充実

年齢や障がいの有無、経済的な状況に関わらず、あらゆる人が文化・芸術に対する理解と関心を深めるとともに、文化・芸術活動や交流の場として積極的に利用できるよう、公共施設の機能や利便性の向上など、文化・芸術環境の充実を図ります。

● 現状と課題

本市中心部には、ホルトホール大分をはじめ、コンパルホール、大分市美術館、アートプラザ、大分県立美術館、大分県立総合文化センター、平和市民公園能楽堂など、数多くの文化施設が集約されており、市民の主体的・創造的な文化・芸術活動や発表の拠点施設としての役割を担っています。また、指定管理者制度※を導入している文化施設では、民間ノウハウを活用した自主事業の実施や利用者の利便性の向上を図っています。さらに、2019（令和元）年に完成した祝祭の広場では、「大分の新しい文化が創造・展開・発信される場」を利活用の基本方針の一つとしており、屋内空間だけでなく、屋外空間においても文化・芸術活動を表現できる環境を提供しています。また、市民に身近な文化・芸術の交流拠点として、各地域に13の地区公民館が

設置されており、多くの市民が利用しています。

一方、民間施設では、ギャラリーやライブハウス等が市内各地に点在しており、自由で新たな文化・芸術が育まれる拠点となっています。

文化・芸術に関するアンケートでは、本市の文化施設の利用環境は「満足」「やや満足」が54.3%と高い割合を示しています。また、文化施設の利用を促進する方法としては、「施設利用等に関する情報発信を充実させる」が52.5%と最も多く、次いで「文化施設が身近な場所にできる（増える）」、「文化・芸術事業や催し等の情報提供を充実させる」といった文化施設からの情報発信が求められています。

文化・芸術に関するアンケート

文化施設の利用環境（ホームページ参照(P59)）



文化施設の利用を促進する方法（ホームページ参照(P59)）



● 取組項目

①公共施設の利便性の向上

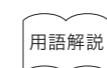
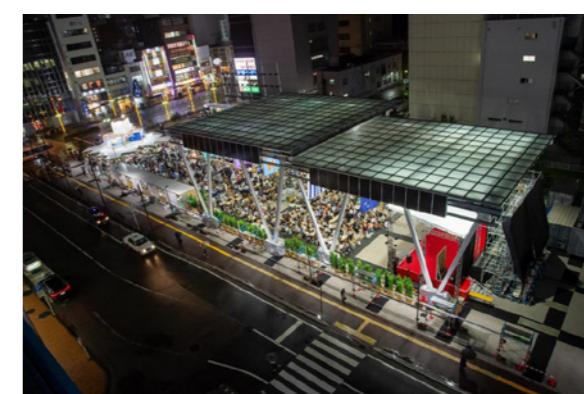
誰もが利用しやすい公共施設となるよう、公共施設案内・予約システムの利便性の向上や施設利用者のニーズ把握等を行います。また、指定管理者制度※を導入している施設では、民間ノウハウを活用した市民サービスの向上を図ります。

②市民交流・情報発信の拠点づくり

公共施設の特性を生かし、文化・芸術を通じた市民交流の場を提供するとともに、文化・芸術イベント等の様々な情報発信を行います。また、新たな文化・芸術の交流の場となる民間施設等の情報収集に努めます。

将来像

公共施設等を拠点に文化・芸術の交流が広がっています



※指定管理者制度 地方公共団体が管理する公の施設について、地方公共団体が指定する民間事業者を含めた団体などにその管理を行わせて、市民サービスの向上と経費の削減などを図る制度。

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

ささえる

基本施策 ささえる（1）主体的・創造的な文化・芸術活動の支援

多種多様な文化・芸術団体や個人のアーティストの文化・芸術活動の場や発表の機会を提供するとともに、活動情報を効果的に発信し、主体的・創造的な文化・芸術活動を支援します。

● 現状と課題

音楽や美術、舞蹈、演劇をはじめ、多彩で多様な文化・芸術活動が市内各地で展開されています。こうした活動に取り組む文化・芸術団体や個人のアーティストの中には、NPO法人大分県芸振への加盟や活動分野ごとの組織化、関係団体等とのネットワークの構築等により、相互の連携強化を図っている団体等も多くあります。

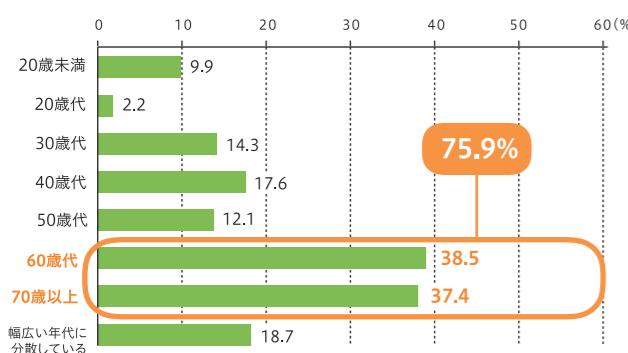
また、本市では、主体的・創造的な文化・芸術活動を支援するため、活動の場や発表の機会の提供、活動費の支援等の総合的な支援を行っています。さらに、大分市美術館では、県内を拠点に斬新で個性的な活動をする若手芸術家に焦点を当てた展覧会

等を開催するなど、次代の芸術家の育成にも力を入れています。

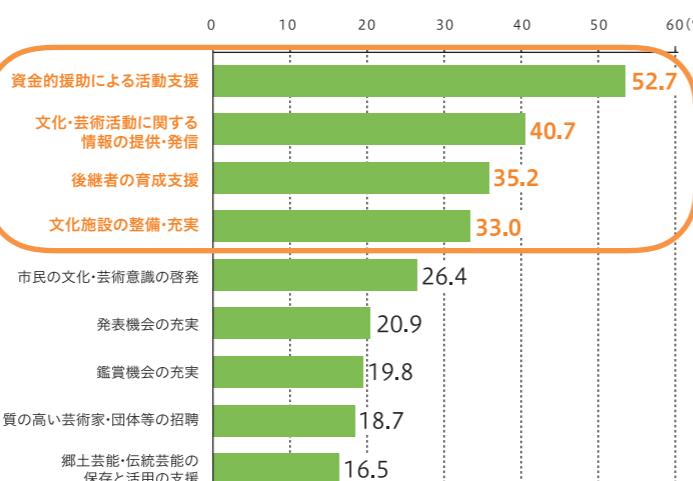
文化・芸術に関するアンケートでは、文化・芸術団体の構成メンバーの年齢構成をみると、60歳代・70歳以上が全体の75.9%と年齢層が高くなっています。活動に当たっての課題（P54参照）としては、「新たなメンバーの確保」や「メンバーの高齢化」が高い割合を占めており、後継者の育成が求められています。また、団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるものとして、資金的援助が最も多く、次いで情報の提供・発信、後継者の育成支援、文化施設の整備・充実となっています。

文化・芸術に関するアンケート

文化・芸術団体の構成メンバーの年齢構成（P53参照）



団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるもの（P55参照）



● 取組項目

①文化・芸術活動の場・発表の機会の提供

公共施設の貸出による文化・芸術活動の場を提供するとともに、日頃の活動の成果を発表する機会として、公演や展覧会等を開催します。また、異分野交流や若手芸術家の支援など、新たな文化・芸術の創出を支援します。

②自主的な文化・芸術活動の支援

自主的な文化・芸術活動の幅を広げるため、公演や展覧会等の情報発信や活動費等を支援します。また、各文化・芸術分野において優秀な成績や評価を受けた者に対して市長表彰を授与するとともに、本市の文化・芸術振興に寄与する取組に対して事業後援を行います。

③文化・芸術情報の集積・発信・活用

文化・芸術団体や個人のアーティストの活動情報や文化施設情報等を集積し、ホームページ等で公開することで、市民の情報入手の場とともに、新たな人材の確保につなげます。また、地域、企業等とのマッチングを図り、発表及び活動の機会を創出します。

将来像

様々な場面で主体的・創造的な文化・芸術活動を支援しています



CIAO!2020（大分市美術館）



おおじゅうきアートスタジオ（旧大志生木小学校）

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

基本施策 ささえる（2）多様な市民の文化・芸術活動の促進

高齢者や障がい者など、多様な市民が文化・芸術活動を積極的に行えるよう、県や関係施設、関係機関等と連携・協力を図り、文化・芸術活動を通じた共生社会の実現をめざします。

● 現状と課題

文化・芸術は、創作活動や鑑賞を通じて、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性を尊重し、他者との相互理解を進める力を有しており、共生社会の実現のうえで重要な役割を担っています。そのようななか、2018（平成30）年に県内で開催された「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」では、障がい者アートに関する展覧会やイベントが行われ、障がい者をはじめとする多くの人が文化・芸術を通じた交流を図りました。また、高齢者においても地域における文化・芸術交流を通じて、豊かな生活と社会参加の機会を確保し、元気づくりや生きがいづくりにつながっています。

文化・芸術に関するアンケートでは、本市の文化・

芸術施策を重要度・満足度を分類した相関表（P13参照）の長期対応項目に「高齢者の文化・芸術活動への支援」が位置しており、住み慣れた地域で生きがいを持って、文化・芸術活動を通じた地域社会との関わりを持つための取組が求められています。また、「障がい者の文化・芸術活動への支援」は早期改善項目に位置しており、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のレガシーを継承するとともに、日常的な創作活動や発表の場の提供等が求められています。今後、ノーマライゼーション[※]の理念のもと、あらゆる人が文化・芸術に参画できるような仕組みづくりが必要とされています。



● 取組項目

①高齢者の文化・芸術活動等の支援

老人クラブや高齢者福祉施設、関係機関等と連携・協力を図り、高齢者の表現活動を発表する場を提供するとともに、活動の情報発信を行います。

②障がい者の文化・芸術活動等の支援

おおいた障がい者芸術文化支援センターや障がい者福祉施設、関係機関等と連携・協力を図り、障がい者の表現活動を発表する場を提供するとともに、活動の情報発信を行います。

③県や関係施設等との連携・協力

県や関係施設等と連携・協力を図り、多様な市民が参画できる文化・芸術事業の企画、検討を行うとともに、効果的な事業展開に取り組みます。

将来像

誰もが文化・芸術を通じて社会に参加しています



老人クラブ作品展覧会



バリアフリー・ファッションショー in おおいた



第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

基本施策 ささえる（3）文化・芸術を支える基盤づくり

文化・芸術を支える人材育成を図るとともに、公共施設の適切な運営・維持管理を行います。また、産学官で連携・協力を図り、文化・芸術の持続的な発展を支えます。

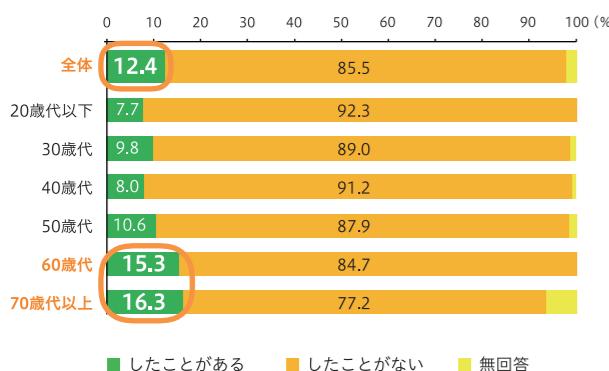
● 現状と課題

文化・芸術は、文化・芸術団体や個人のアーティストの活動を支える人材等のソフト面と、活動や発表の場となる施設等のハード面の両輪で支えられています。本市においては、大分市美術館や南蛮BVNGO交流館等のボランティアガイドや各種文化・芸術イベントの運営ボランティア等で市民が文化・芸術に参画しているほか、各企業においても事業後援や協賛等を通じて支えています。また、公共施設の特性に応じて、指定管理者制度やネーミングライツ※を導入し、長寿命化計画による適切な改修を行うなど、安定的な施設の維持・運営を行っています。

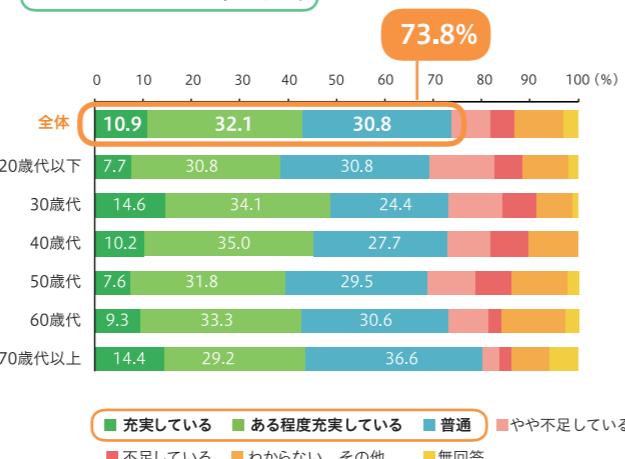
文化・芸術に関するアンケートでは、市民の文化・芸術にかかる過去1年間のボランティア活動の状況については「したことがある」が12.4%と低い割合です。年齢別でみると60歳代以上は15.0%を超えており、全体平均を上回る一方、40歳以下ではすべての年代で10%を下回っており、若い世代の積極的な参画による底上げが求められています。また、文化施設の充実状況については、「充実している」「ある程度充実している」「普通」の合計が73.8%と高い一方、今後、障がい者や高齢者など、多様な市民が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン※への配慮も求められています。

文化・芸術に関するアンケート

市民の文化・芸術にかかる過去1年間のボランティア活動（ホームページ参照(P59)）



文化施設の充実状況 (P49参照)



● 取組項目

①文化・芸術を担う人材の育成・活用

文化施設の施設案内や展示紹介、文化・芸術イベントの運営補助等に携わる市民ボランティア等の育成、活用に取り組みます。

②公共施設の適切な運営・維持管理

公共施設の特性を生かした運営に取り組むとともに、施設利用者のニーズやユニバーサルデザイン※等に対応した計画的な修繕や改修等を行います。また、指定管理者制度を導入している施設では、毎月モニタリングを実施し、必要な助言や指導を行います。

③産学官との連携・協力

市内の企業や文化・芸術系の高校・短期大学・大学、関係機関等との連携・協力を図り、各文化・芸術事業の推進における情報収集や相談・支援体制の構築に取り組みます。

将来像

市民、地域、企業、行政等が一体となって、文化・芸術を支えています



大分市美術館ボランティア「こもれ美」



コンパルホール

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

つなぐ

基本施策 つなぐ（1）文化財・伝統文化・食文化の保存・継承・活用

本市が誇る貴重な文化財や伝統文化、食文化の保存・継承を積極的に推進し、郷土を愛する心や一体感の醸成を図るとともに、効果的な活用により創造的で活力ある地域づくりを進めます。

● 現状と課題

文化財や伝統文化は、郷土の先人たちが日々として築き上げ、守り育ててきた貴重な文化遺産であり、学術・歴史的価値の高いものについては、保護・保存を行い、次世代へ継承していく必要があります。

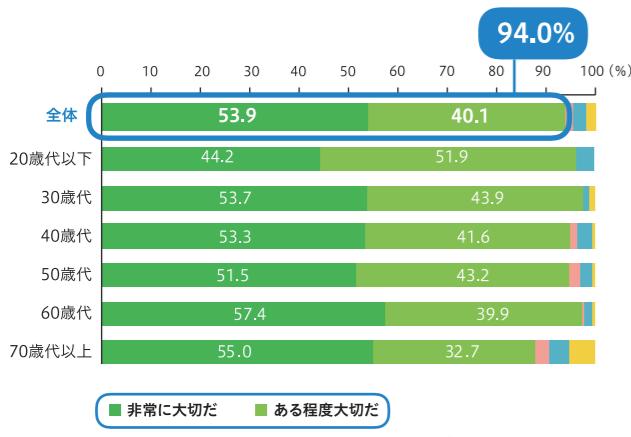
本市では、郷土の英傑である大友宗麟公の功績と南蛮文化が花開いた時代の様々な歴史や文化遺産を市民の誇りとし、魅力あるまちづくりを進めるため、2013(平成25)年に「南蛮文化発祥都市宣言」を掲げたほか、県内7市町(国東市、日出町、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市、大分市)で構成される「おおいたのキリシタン・南蛮文化遺産活用・発信プロジェクト」において様々な事業に取り組んでいます。また、大友氏遺跡については、本市の個性と魅力を代表する歴史公園として整備を進めており、その一部である大友氏館跡庭園が2020(令和2)年に一般

公開されました。さらに、大分市歴史資料館や大分市埋蔵文化財保存活用センター、海部古墳資料館等においても郷土の歴史や文化財の展覧会等を通じて紹介しています。

文化・芸術に関するアンケートでは、文化財や歴史的遺産を保存・活用していく取組について、「非常に大切だ」「ある程度大切だ」の割合が94.0%と高くなっています。その理由として、「貴重な建物・展示資料などは作り出すことのできない唯一無二のものだから」「歴史的な事実を伝えるものとして、価値あるものだから」「過去から未来へ受け継がれていくものだから」となっており、これまで受け継がれてきた文化遺産をしっかりと後世へ継承していく取組が求められています。

文化・芸術に関するアンケート

文化財や歴史的遺産を保存・活用していく取組の大切さ（P47参照）



文化財や歴史的保存・活用することが大切だと思う理由（P47参照）



● 取組項目

①文化財の保護・保全・活用

文化財の計画的な保護・保全を図るとともに、大友氏遺跡や府内城址を新たな魅力の拠点として効果的に活用します。また、大分市歴史資料館等の情報提供機能の充実や発掘調査現場の公開など、積極的な情報発信を行います。

②伝統文化の保存・継承

地域に受け継がれてきた伝統的な行事、民俗芸能、伝統芸能等の保存・継承を図るとともに、地域における世代間交流の推進と地域の活性化の取組を補助します。また、伝統芸能の伝承者の育成に向けた伝承師の認定を行います。

③食文化の継承・活用

大分の豊かな食や郷土料理等の食文化を料理講習会や各種PR事業を通じて、広く市民に知ってもらい、次世代へ継承していきます。また、地元の農林水産物を使用した料理や豊後料理の普及を図ります。

将来像

地域に伝わる文化財・伝統文化・食文化が脈々と受け継がれています



大友氏館跡庭園



豊後料理
ぶんごりょうり



豊後料理

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

基本施策 つなぐ（2）地域・都市・国際交流の充実

文化・芸術による交流を通じて、地域に暮らす人と人がつながり、良好な地域コミュニティの形成や一体感の醸成を図るとともに、本市と国内外の都市間における文化・芸術活動の活発化や質の向上を図ります。

● 現状と課題

地域に暮らす人と人との心がつながり、都市と都市、国と国との信頼をつなぐためには、文化・芸術が大きな役割を果たします。地域における文化・芸術活動は、住民の絆づくりや世代間交流、地域コミュニティの活性化につながっています。また、都市交流においては、大分都市圏や「きずなづくりの誓い」を締結している兵庫県宝塚市との文化交流事業を通じて、お互いの文化・芸術の質の向上を図っています。加えて、国際交流においては、姉妹・友好都市等との文化・芸術交流や園児等を対象とした外国人留学生との交流、海外の大学生との交流等に積

極的に取り組んでいます。

文化・芸術に関するアンケートでは、文化・芸術による都市交流及び国際交流は、本市の文化・芸術施策を重要度・満足度で分類した相関表（P13参考）において、推移を見ながら維持が望まれる現状維持項目に位置しており、継続的な交流が求められています。一方、文化・芸術活動による地域コミュニティの再生は、推移を見ながら改善が望まれる「長期対応項目」に位置しており、地域に根差した文化・芸術活動の継続的な支援が必要とされています。



● 取組項目

①文化・芸術による地域内交流の促進

地域の特色ある文化・芸術活動を支援することで、地域に対する愛着をはぐくとともに、住民同士のつながりを深め、地域の活性化を図ります。

②文化・芸術関連自治体との都市交流の推進

文化・芸術団体等の相互派遣や合同の公演、展覧会等を通じて都市交流を図ります。また、大分都市圏や他の圏域との連携強化を図り、文化・芸術事業の充実に取り組みます。

③文化・芸術による国際交流の推進

姉妹・友好都市等との文化・芸術交流の充実や、関係機関との連携による国際化・多文化共生イベントに取り組みます。また、外国人と直接触れ合える機会の創出のため、外国人留学生や海外の大学生等との交流事業を行います。

将来像

文化・芸術によって地域、都市、国で交流が生まれ、絆が深まっています



兵庫県宝塚市との文化交流



おでかけ ENGLISH～留学生と英語で遊ぼう～

第3章 おおいた文化・芸術推進プラン 2024 の体系

基本施策 つなぐ（3）文化・芸術の創造性を生かした新たな価値の創出

文化・芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との連携を図り、にぎわいの創出や地域経済の活性化を図るとともに、創造都市大分の魅力を国内外に情報発信します。

● 現状と課題

文化芸術基本法では、文化・芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化・芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との連携を図り、文化・芸術により生み出される様々な価値を文化・芸術の継承、発展及び創造につなげていくこととしています。

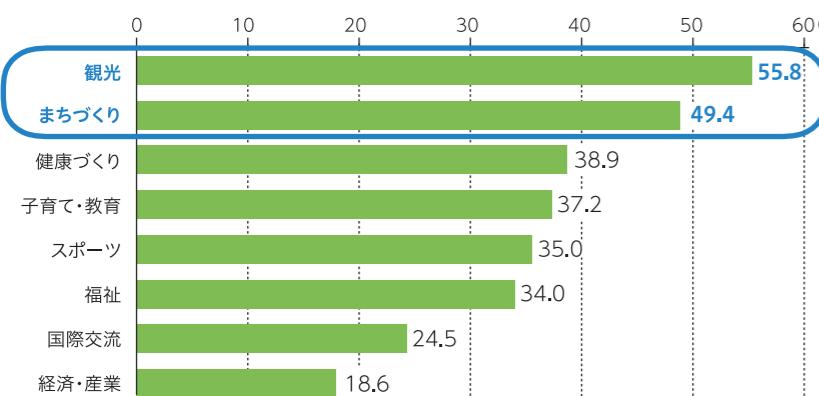
本市では、創造都市ネットワーク日本への参画を通じて、文化・芸術と関連分野との連携を進めており、産業分野では、中小企業における商品開発において、デザインの力で付加価値をつけることで、中小企業や商品等の魅力の向上を支援するクリエイティブ産業の育成に取り組んでいます。また、まちづくり分野では、中心市街地のにぎわいの創出や回遊性の向上による地域経済の活性化を目的としたアートを活かしたまちづくり等に取り組んでいます。

さらに、本市の魅力的な文化・芸術資源としては、2019（令和元）年にプリツカー賞を受賞した本市出身の世界的建築家である磯崎新氏が設計した建築物や、道行く人が芸術を感じられる屋外彫刻等が市内各所に多数存在しています。

文化・芸術に関するアンケートでは、文化・芸術を生かした方が良いと感じる分野として、「観光（まち歩き、文化財・史跡や食文化を活用した誘客増加など）」が最も多く、次いで「まちづくり（まちなかの活性化や景観を生かすこと）」となっており、文化・芸術資源の観光分野への活用や、文化・芸術イベントによる地域の活性化等が求められています。

文化・芸術に関するアンケート

文化・芸術を生かした方が良いと感じる分野（P52参照）



● 取組項目

①文化・芸術の幅広い関連分野への活用

幅広い関連分野で文化・芸術と連携した事業の展開に向けて、府内横断的な連携事業の検討や情報共有を図るとともに、先進的な取組事例の調査・研究に取り組みます。

②文化・芸術によるにぎわいの創出・地域経済の活性化

魅力的な文化・芸術イベントを市内各地で開催し、多くの人を呼び込むことで、にぎわいの創出を図ります。また、回遊性を高め、来訪者の滞留時間の延長を図ることで、地域経済の活性化につなげます。

③魅力ある文化・芸術資源の活用・国内外への情報発信

本市が誇る建築物や彫刻等の文化・芸術資源の活用を進めるとともに、カルチャーツーリズム^{*}を推進することで国内外からの誘客を図ります。また、インターネット等の各種広報媒体、訪日外国人旅行者及び外国人留学生等を通じて、世界に本市の魅力を情報発信することで、都市の価値を高めます。

将来像

文化・芸術と幅広い関連分野との連携で新しい価値が生まれ、地域社会や地域経済が活性化しています



アートを活かしたまちづくり



アートプラザ



用語解説

※カルチャーツーリズム 日本独自の歴史に根ざした文化財、多彩なまつり、伝統芸能などの文化的な観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深める取組。

第4章

重点プロジェクト、
評価指標及び推進体制



第4章 重点プロジェクト、評価指標及び推進体制

1 重点プロジェクト

おおいた文化・芸術推進プラン2024の着実な推進に向けて、3つの基本目標(はぐくむ、ささえる、つなぐ)における重点的かつ横断的に取り組む施策を重点プロジェクトとします。また、新型コロナウィルス感染症の影響を受ける文化・芸術活動については、特別プロジェクトとして支援の強化を図ります。

はぐくむ おおいた夢色音楽プロジェクトの推進

本市が日本における「西洋音楽発祥の地」であることにちなみ、年間を通して音楽があふれ、道行く人が心和むような「音楽のまち大分」を実現するため、2008（平成20）年度から「おおいた夢色音楽プロジェクト」を実施しています。本プロジェクトを一層推進することで、身近な場所で気軽に多彩な音楽に触れる機会の充実を図ります。



のつるる音の森フェスティバル

評価指標名	現状値	目標値
おおいた夢色音楽プロジェクト総来場者数	53,884人	57,000人

※P40参照

2021～2024年度の平均値

ささえる アーティストバンクの設立・活用

本市では、多種多様な文化・芸術団体や個人のアーティストが主体的・創造的な活動を展開しています。「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のレガシーの継承及び文化・芸術活動のさらなる支援の強化を図るため、文化・芸術団体や個人のアーティストの活動内容や文化施設等の情報を集積、公開し、地域、企業等とのマッチングを図ることで、発表及び活動の機会の拡充を図ります。



創作活動の様子

評価指標名	現状値	目標値
アーティストバンク登録件数（団体）	-件	126件

2024年度見込

つなぐ 文化・芸術×関連事業の創出

文化・芸術が有する創造性を領域横断的に活用し、新たな価値を創出することで、多方面において相乗効果を生み出すことができます。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、文化・芸術との連携事業の創出を図ります。



おおいたデザイン・エイド

評価指標名	現状値	目標値
文化・芸術と関連分野との連携事業数	7件	12件

2020年度実績

2024年度見込

特別プロジェクト 文化・芸術活動エールプロジェクト

新型コロナウィルス感染症の影響により、文化・芸術活動を自粛・縮小せざるを得ない状況にあります。このような状況下において、文化・芸術は、人と人との絆を結び直し、多様な価値観が共存する創造性あふれる社会を築く上で必要不可欠です。文化・芸術団体や個人のアーティストの継続的な文化・芸術活動を支援します。



- ・大分市文化・芸術活動推進補助金の拡充
- ・国等の補助制度の周知
- ・市独自の支援の検討 等

第4章 重点プロジェクト、評価指標及び推進体制

2 評価指標

評価指標名	現状値	目標値
重点プロジェクト おおいた夢色音楽プロジェクトの推進 おおいた夢色音楽プロジェクト総来場者数 ※1	53,884人 ※2	57,000人 (2021～2024年度平均値)
重点プロジェクト アーティストバンクの設立・活用 アーティストバンク登録件数（団体） ※3	- 件	126件 (2024年度見込)
重点プロジェクト 文化・芸術×関連事業の創出 文化・芸術と関連分野との連携事業数	7件 (2020年度実績)	12件 (2024年度見込)
大分市文化・芸術に関する市民アンケート調査 「大分市が文化・芸術が盛んなまち (思う・ある程度思うと回答する割合)」	41.7% (2019年度実績)	45.0% (2024年度見込)
文化ホールの利用者数 (コンパルホール、ホルトホール大分の 市民ホール、平和市民公園能楽堂)	379,673人 (2018年度実績)	417,000人 (2024年度見込)
大分市美術館の利用者数	380,729人 (2016～2018年度平均値)	500,000人 (2020～2024年度平均値)
アートプラザの利用者数	170,505人 (2016～2018年度平均値)	180,000人 (2020～2024年度平均値)
歴史資料館の利用者数	43,346人 (2018年度実績)	47,500人 (2024年度見込)
大友氏館跡（庭園・交流館）への来場者数	8,690人 (2018年度実績)	24,000人 (2024年度見込)

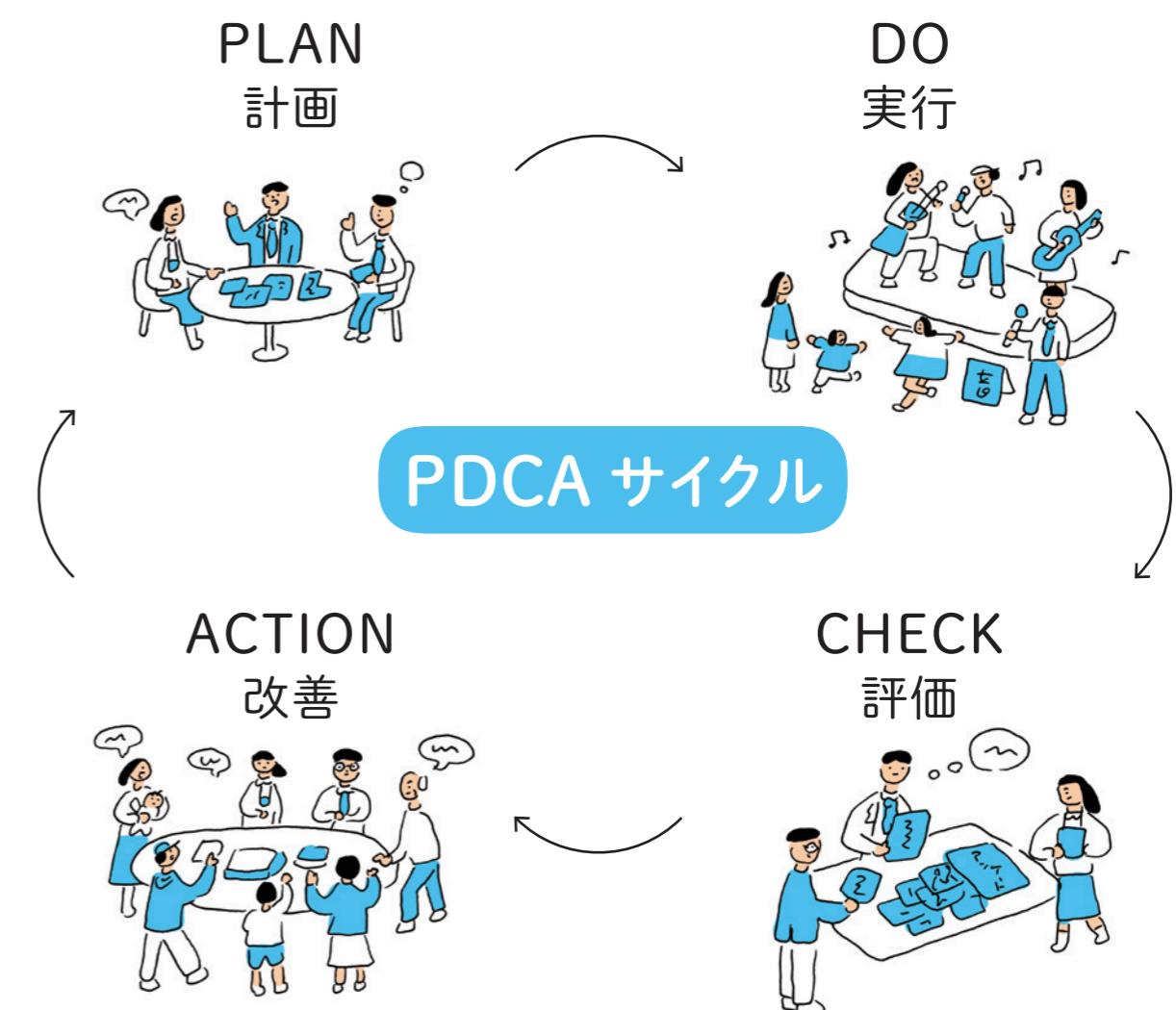
※1 おおいた夢色音楽プロジェクトとは、どこでもコンサート、ふるさとコンサート、のつはる音の森フェスティバル、おおいた夢色音楽祭を総称した事業名です。

※2 評価指標の現状値について、おおいた夢色音楽祭は2012年度～2016年度の5年間平均（2018年の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭及び2019年のラグビーワールドカップ2019日本大会との同時開催分を除く）としています。どこでもコンサート及びふるさとコンサートは新型コロナウイルス感染症等の影響前の2018年度、のつはる音の森フェスティバルは初開催の2020年度を基準としています。

※3 アーティストバンク登録件数（個人）の評価指標は、2022（令和4）年度以降のアーティストバンク開設後に設定します。

3 推進体制

市民、文化・芸術団体、アーティスト、地域、企業、関係機関等と連携・協力を図りながら、本プランを推進します。また、本プランの着実な推進を図るため、外部の有識者等で構成される委員会を設置し、各基本施策における取組項目の実施状況の把握やPDCAサイクル※に基づく評価、意見交換等を行うとともに、様々な社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、基本施策や重点プロジェクト等の見直しの検討を行います。



※PDCAサイクル 業務プロセスの管理手法の一つで、「計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)」という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

資料編



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

大分市では、文化・芸術に対する関心度やニーズ等を把握し、今後の文化・芸術施策等を検討するための基礎資料とすることを目的として、「市民アンケート」、「団体アンケート」、「学生アンケート」を実施しました。

市民アンケート

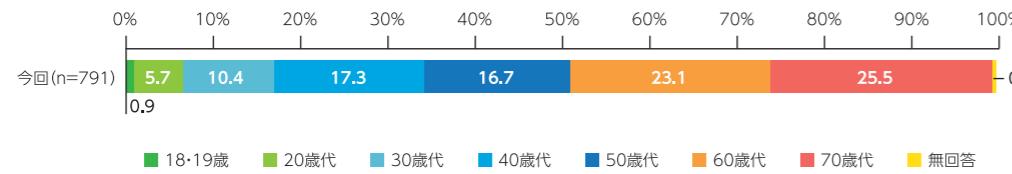
1 調査の概要及び回答者の属性

調査の概要

対象者と抽出方法	住民基本台帳に記載された、大分市に居住する18歳以上の市民3,000人を無作為に選ばせていただきました。
調査方法	郵送調査法
調査時期	令和元年12月2日～12月27日
配布・回収状況	配布数 3,000 回収数 791 回収率 26.6% ※回収率 = 回収数 ÷ (配布数 - 不明戻数)

回答者の属性

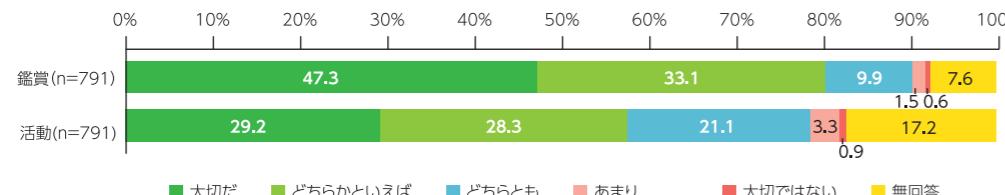
《年齢》



2 文化・芸術の鑑賞、活動について

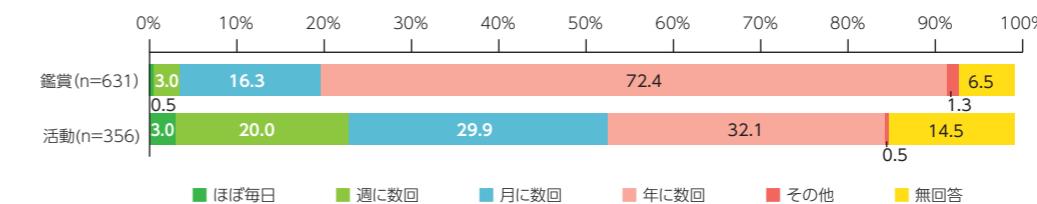
鑑賞、活動の大切さ

大切だとする割合は、鑑賞では80.4%ですが、活動では57.5%と、鑑賞に比べると22.9ポイント少なくなっています。



鑑賞、活動の頻度

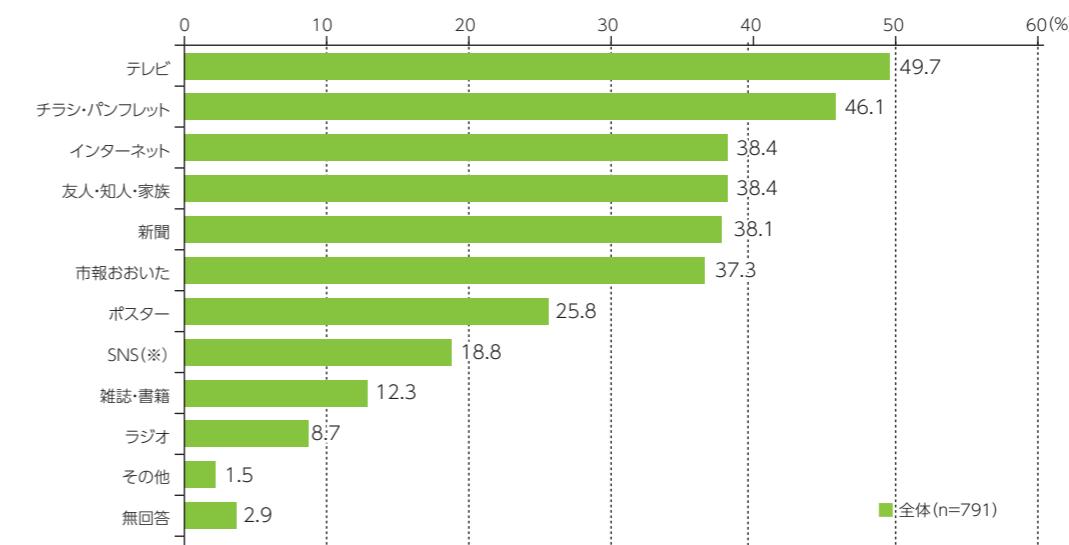
鑑賞の頻度としては、「年に数回」(72.4%)が圧倒的に多くなっていますが、活動では、週に1回以上が約4人に1人（「ほぼ毎日」3.0%+「週に数回」20.0%）おり、これに、「月に数回」(29.9%)を加えた月1回以上活動している割合は52.9%と半数を超えています。



3 文化・芸術に関する情報について

文化・芸術に関する情報の入手先としては、「テレビ」と「チラシ・パンフレット」が40%で多く、「インターネット」、「友人・知人・家族」、「新聞」、「市報おおいた」が37～38%で並んでいます。

年齢別にみると、40歳代以下では「インターネット」が60%を超えて、トップの入手媒体となっています。また、「SNS」は20歳代以下では51.9%と半数を超える、30歳代で47.6%、40歳代で33.6%と多くなっています。60歳代、70歳代では「新聞」が50%を超え、最も多くなっています。



	サンプル数	テレビ	チラシ・パンフレット	インターネット	友人・知人・家族	新聞	市報おおいた	ポスター	SNS(※)	雑誌・書籍	ラジオ	その他	無回答
全 年 齡 別	791	49.7	46.1	38.4	38.4	38.1	37.3	25.8	18.8	12.3	8.7	1.5	2.9
20歳代以下	52	28.8	32.7	61.5	34.6	9.6	13.5	38.5	51.9	11.5	1.9	1.9	—
30歳代	82	62.2	62.2	63.4	40.2	9.8	42.7	37.8	47.6	18.3	2.4	1.2	1.2
40歳代	137	44.5	50.4	60.6	39.4	16.1	33.6	29.9	33.6	10.9	10.9	0.7	1.5
50歳代	132	56.8	47.0	49.2	37.1	37.9	30.3	22.0	16.7	14.4	9.8	3.8	2.3
60歳代	183	51.9	50.8	27.3	36.6	54.6	41.0	21.9	7.1	13.1	12.6	0.5	0.5
70歳代以上	202	46.5	36.1	10.4	40.1	57.4	44.6	21.3	1.0	8.9	6.9	1.5	7.9

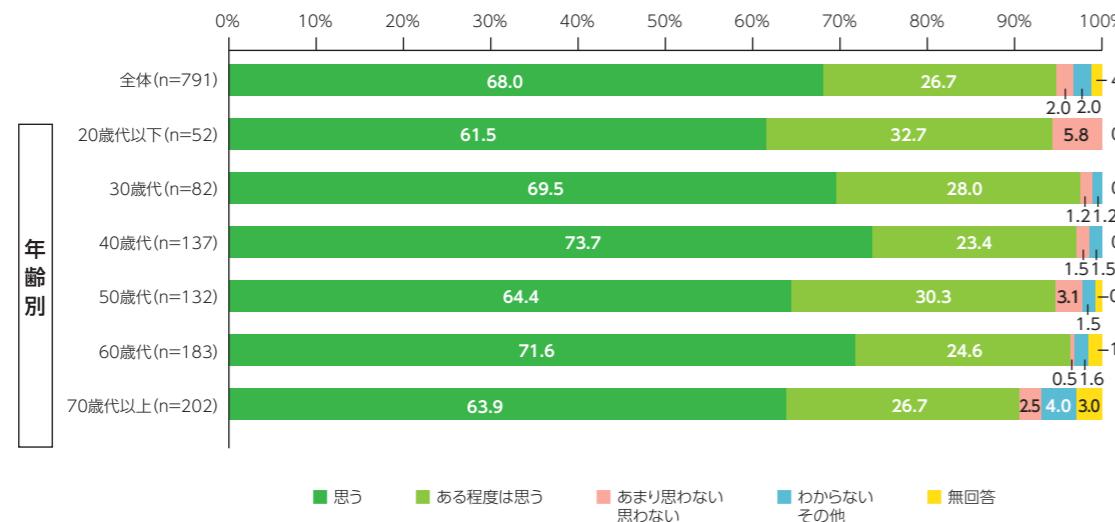
※SNS(フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなど)

(注) 太字 全体より5ポイント以上多いもの(「無回答」は除く)

資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

4 子どものころから文化・芸術に触れる機会の必要性

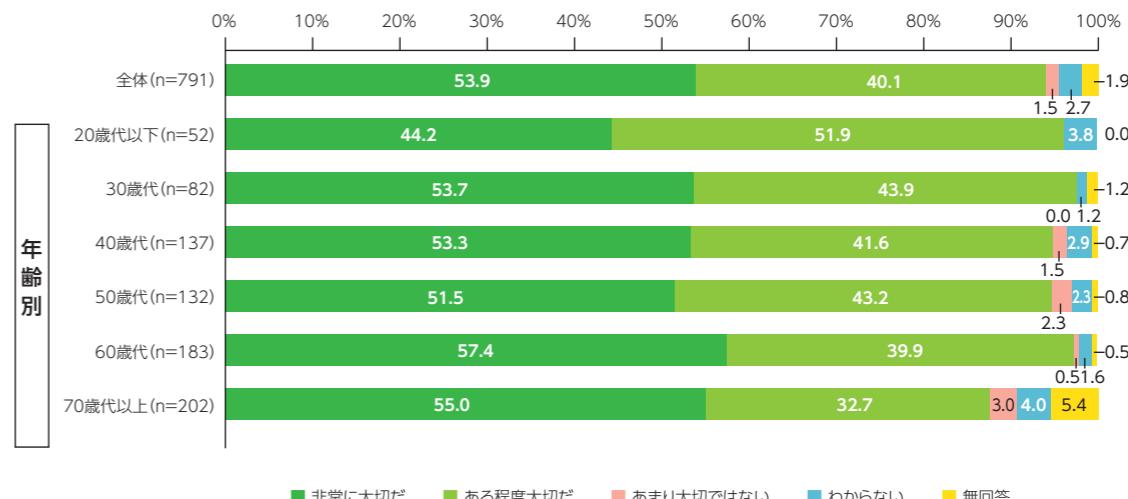
子どものころからの文化・芸術に触れる機会の必要性については、「思う」が68.0%と圧倒的に多く、これに「ある程度思う」(26.7%)を加えると、94.7%が必要と思っています。年齢別にみると、40歳代、60歳代で「思う」が70%を超えていました。



6 文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）について

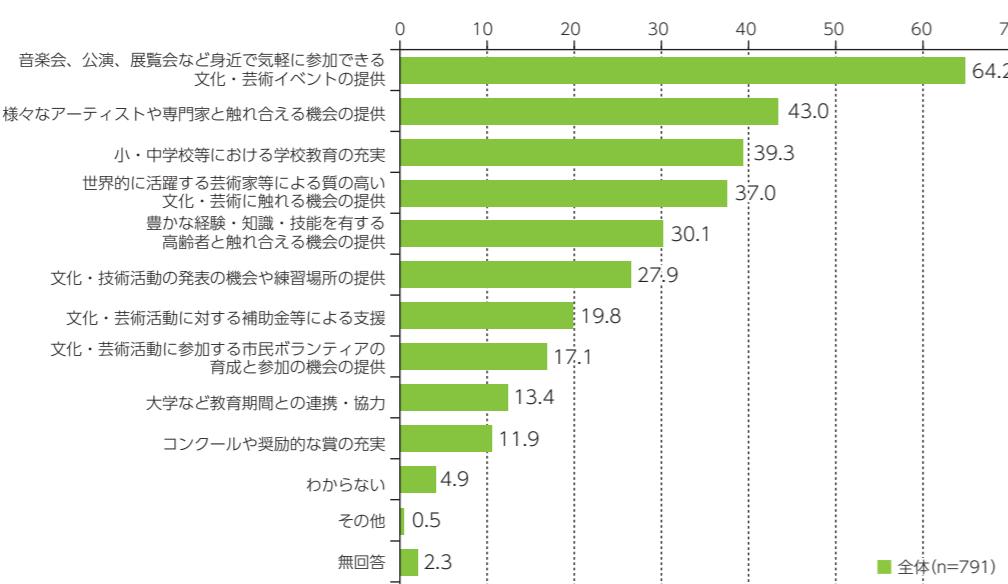
■ 保存・活用していく取組みへの大切さ

文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）を保存して、活用していく取組みについては、「非常に大切だ」が53.9%、「ある程度大切だ」が40.1%、合計すると94.0%が大切であると思っています。



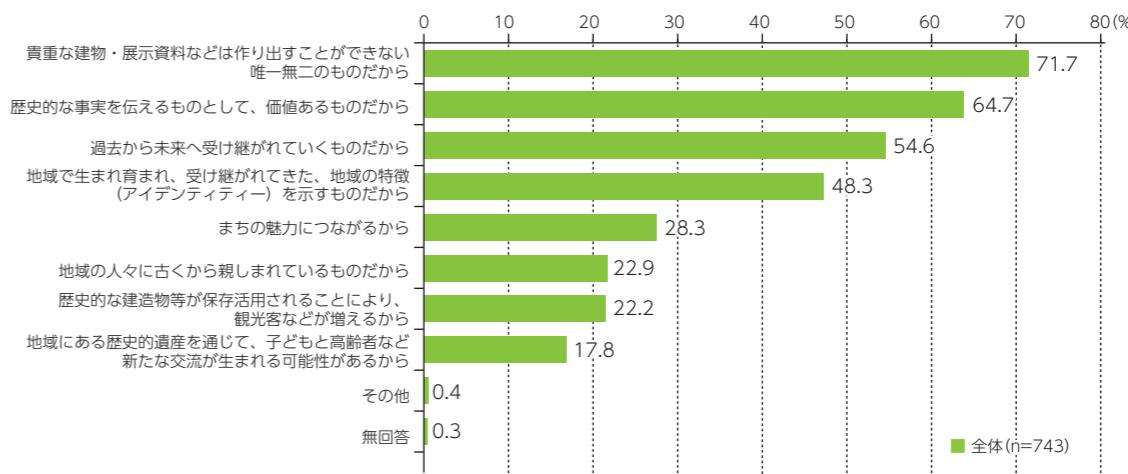
5 次世代の文化・芸術の担い手の育成や支援に必要なこと

子どもに限らない、次世代の文化・芸術の担い手の育成や支援としては、「音楽会、公演、展覧会など身近で気軽に参加できる文化・芸術イベントの提供」が特に多くなっています。



■ 保存・活用することが大切だと思う理由

文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）を保存・活用することが大切だと思う理由としては、「貴重な建物・展示資料などは作り出すことができない唯一無二のものだから」が最も多く、次いで「歴史的な事実を伝えるものとして、価値あるものだから」、「過去から未来へ受け継がれていくものだから」となっています。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

7 大分市の文化・芸術施策について

■ 文化・芸術施策に関する重要度・満足度

集計結果にスコアウエイトを与え、その平均スコアを算出し、22の施策を4つのグループに分類しました。なお、この分類は、相対的なものであり、平均点に近くなるほど隣接する領域の要素も含まれてくるため施策の方向性を明確に位置付けるものではありません。

① 早期改善項目

満足度は低いが、重要度が高いもので、早期の改善が望まれるものと言えます。

② 随時改善項目

満足度と重要度が共に高いもので、必要に応じて改善を図りながら、維持が望まれるものと言えます。

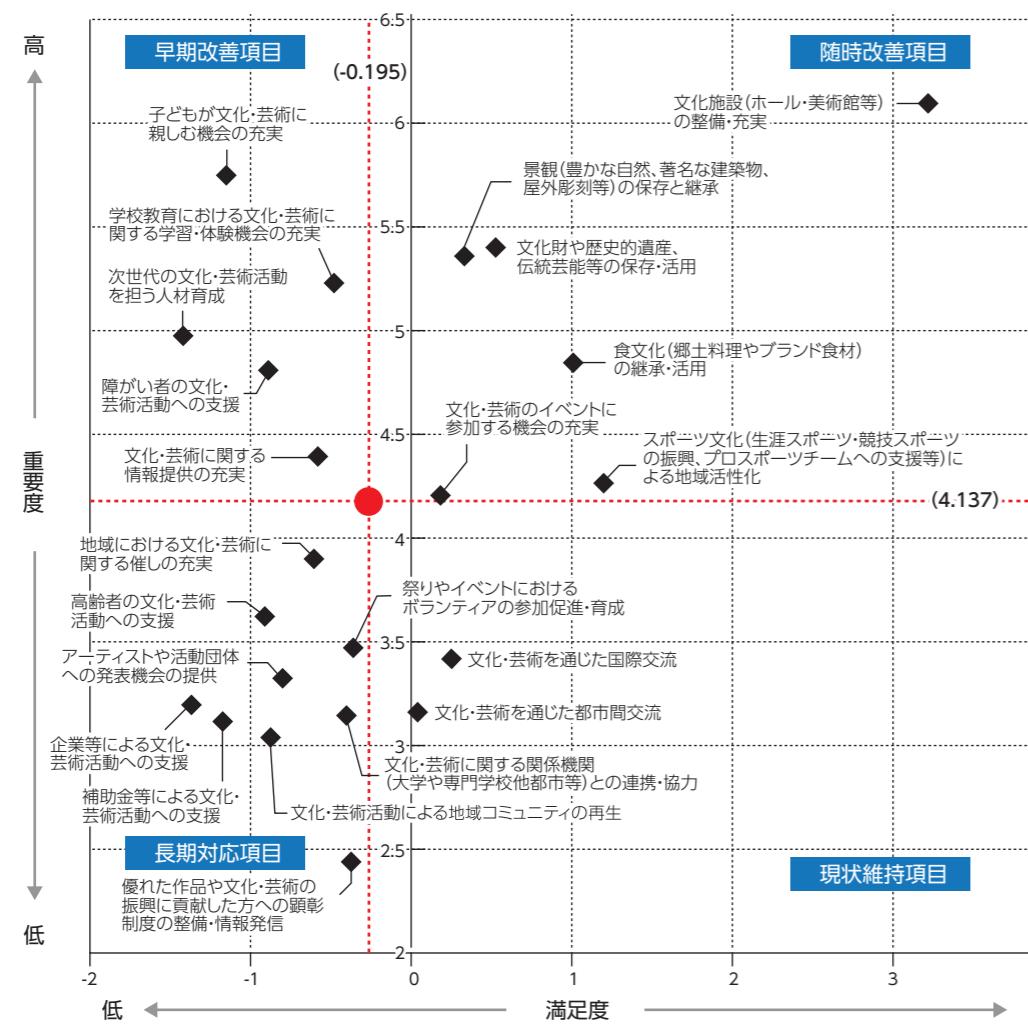
③ 現状維持項目

満足度が高く、重要度が低いもので、推移をみながら維持が望まれるものと言えます。

④ 長期対応項目

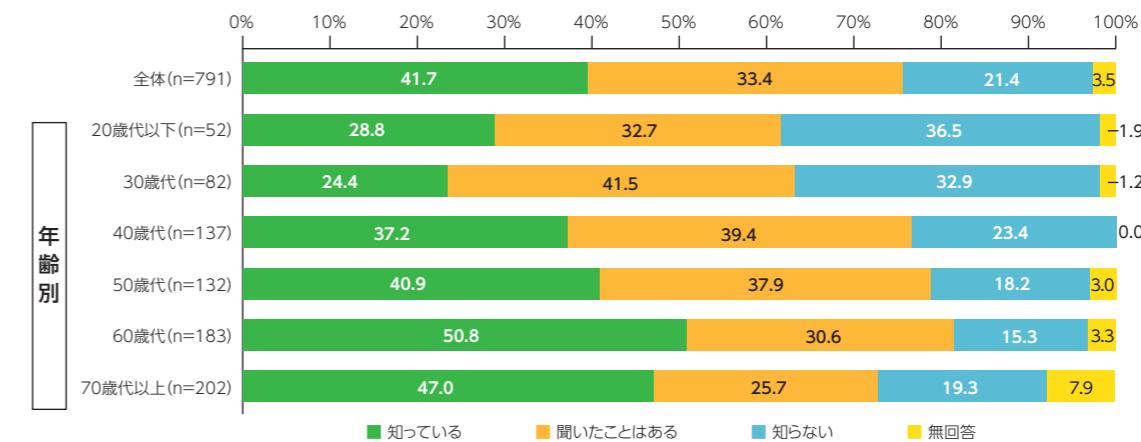
満足度と重要度が共に低いもので、推移をみながら改善が望まれるものと言えます。

■ 満足度・重要度の平均スコアによる散布 ■

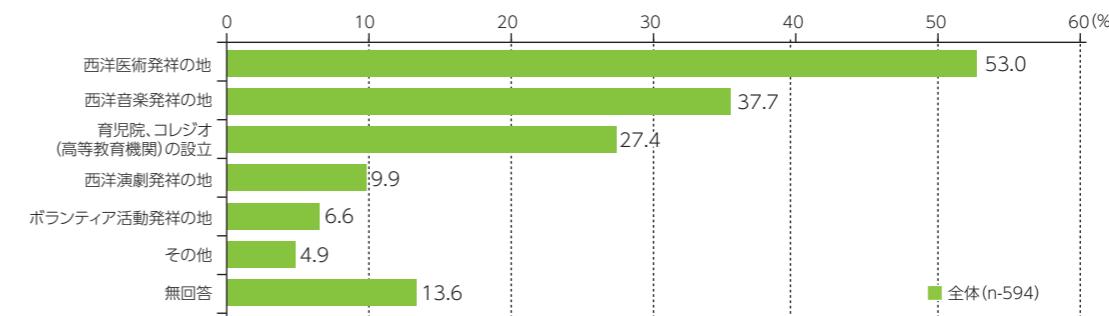


■ 大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることの認知度

大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることについては、「知っている」が41.7%、「聞いたことはある」が33.4%、合計すると知っている割合（認知率）は75.1%となっています。年齢別にみると、認知率は、20歳代以下で61.5%と最も少なく、30歳代で65.9%、40歳代で76.6%、50歳代で78.8%、60歳代で81.4%と、年齢が高くなるほど多くなり、70歳以上では72.7%となっています。

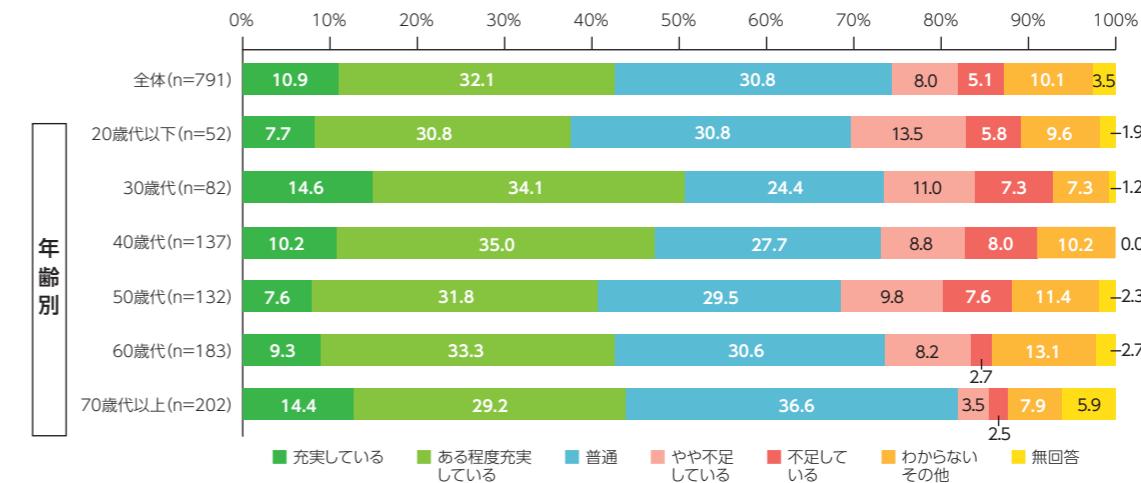


大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることに関して、聞いたことがあるものとしては、「西洋医学発祥の地」をはじめとして、「西洋音楽発祥の地」、「育児院、コレジオ（高等教育機関）の設立」などが多くなっています。



■ 文化施設の充実状況

大分市内の文化施設（公設、民間問わず）は充実していると思うかどうかをみると、「充実している」が10.9%、「ある程度充実している」が32.1%、合計すると、充実していると思っている割合は43.0%となっています。

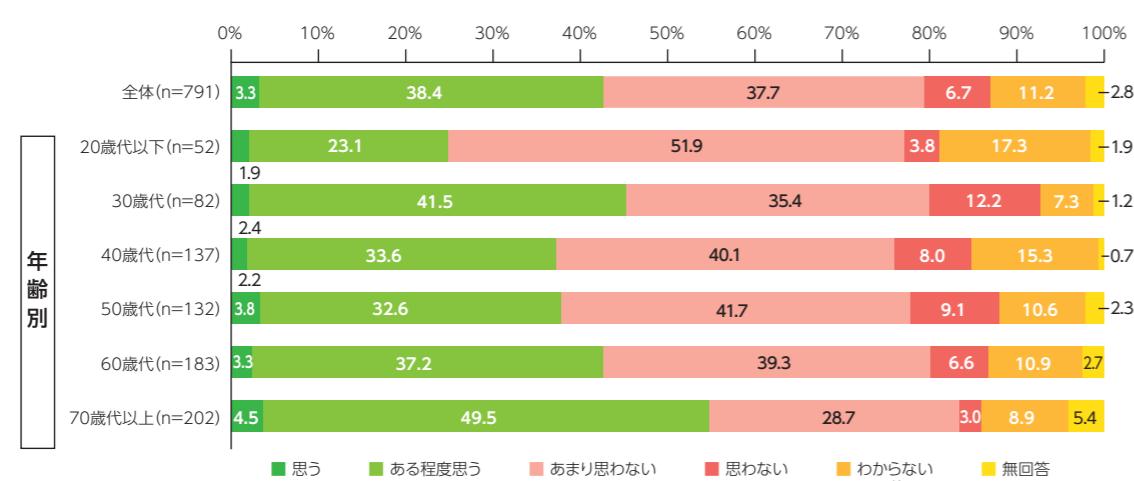


資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

■ 文化・芸術が盛んなまちという意識

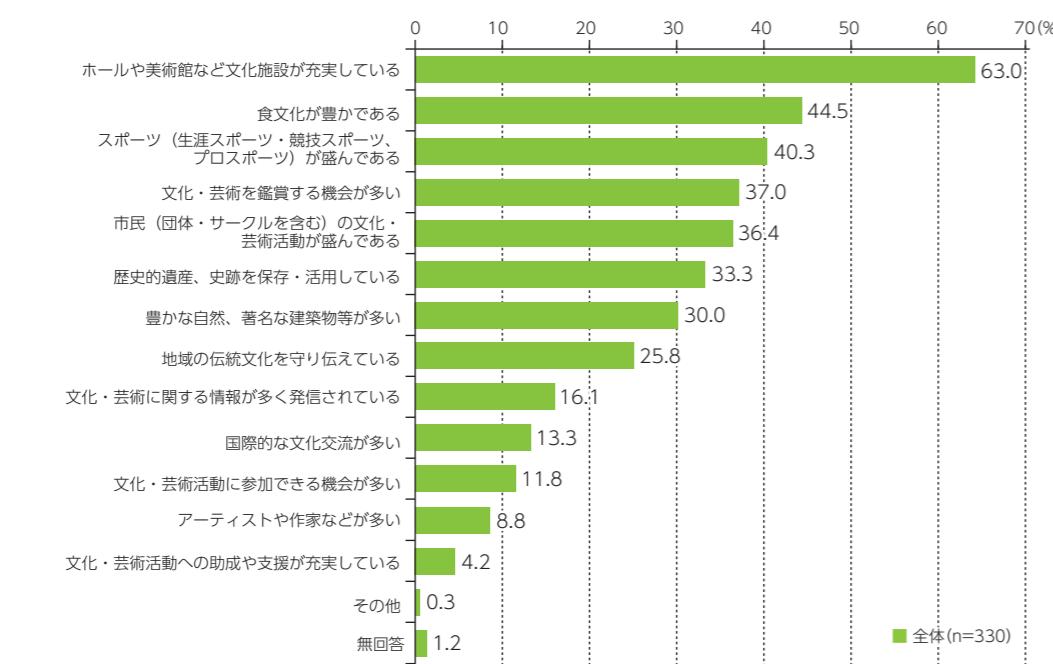
大分市が文化・芸術が盛んなまちと思っているかどうかをみると、「思う」が3.3%、「ある程度思う」が38.4%、合計すると思う割合は41.7%となっています。

一方、思わない割合は44.4%（「あまり思わない」37.7%+「思わない」6.7%）となっており、思う割合より2.7ポイント多くなっています。



■ 文化・芸術が盛んなまちであると感じるところ

大分市の文化・芸術が盛んなまちであると感じるところとしては、「ホールや美術館など文化施設が充実している」が最も多くなっています。



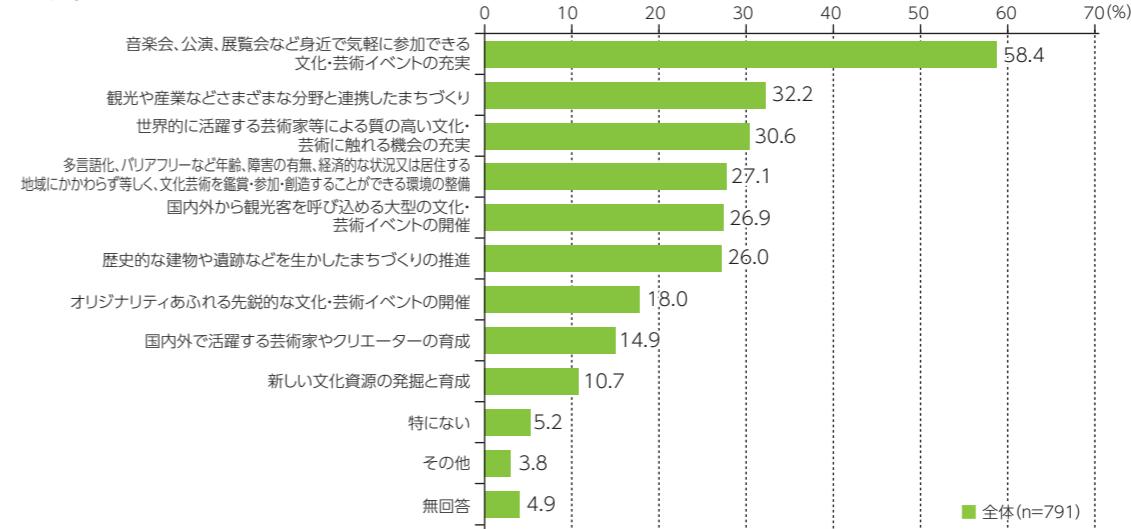
■ 文化・芸術施策で充実させてほしい分野

大分市の文化・芸術施策で充実させてほしい分野としては、「食文化（食イベント、郷土料理など）」をはじめとして、「スポーツ（プロスポーツ選手との交流、生涯スポーツ・競技スポーツへの支援など）」、「ポピュラー音楽（ジャズ、ロック、ポップス、歌謡曲など）」、「美術（絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真など）」が多くあげられています。



■ 文化・芸術がもっと盛んになるために行うべきこと

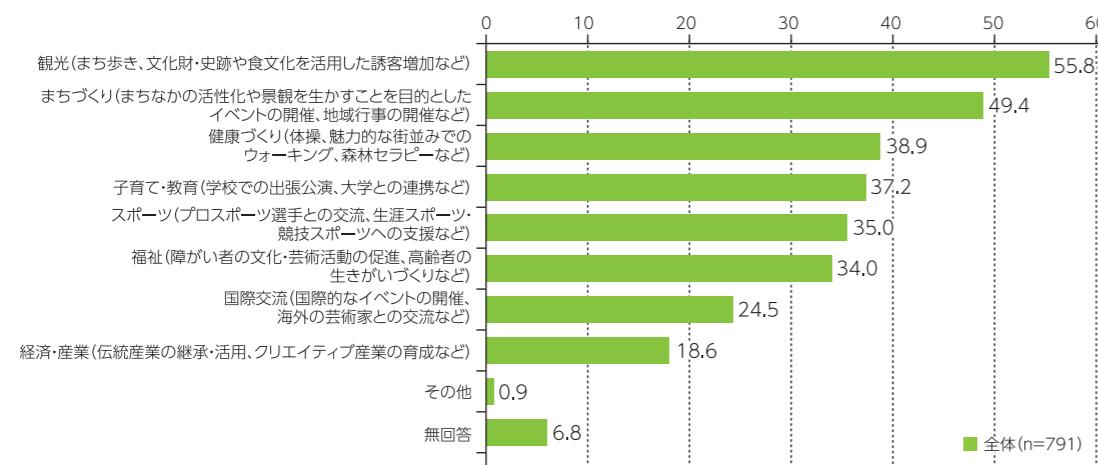
市民の文化・芸術がもっと盛んになるために行うべきこととしては、「音楽会、公演、展覧会など身近で気軽に参加できる文化・芸術イベントの充実」が半数を超えて最も多くなっています。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

■ 文化・芸術を活かした方が良いと感じる分野

文化・芸術を活かした方が良いと感じる分野としては、「観光（まち歩き、文化財・史跡や食文化を活用した誘客増加など）」が最も多く、次いで「まちづくり（まちなかの活性化や景観を生かすことを目的としたイベントの開催、地域行事の開催など）」となっています。



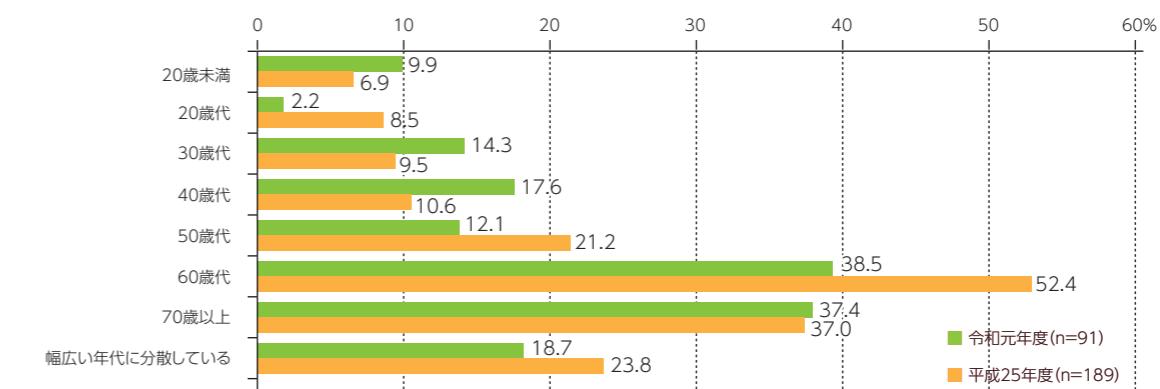
団体アンケート

1 調査の概要

対象者	①NPO法人 大分県芸術文化振興会議会員（大分県文化年鑑平成30年度）の内、大分市を主な活動の拠点とする125団体 ②文化施設（J:COM ホルトホール大分、コンパルホール、平和市民公園能楽堂、アートプラザ）の利用団体 ③地区公民館（中央公民館を除く12館）の利用団体
調査方法	郵送調査法及び窓口配布
調査時期	令和元年12月2日～12月27日
配布・回収状況	配布数 245 回収数 91 回収率 41.6% ※回収率 = 回収数 ÷ (配布数 - 不明戻数)

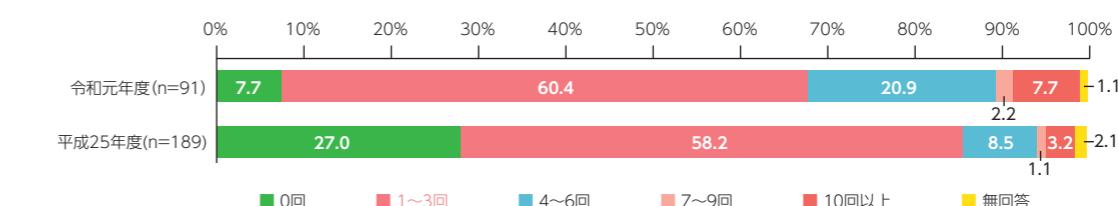
2 構成メンバーのうち多い年代

団体の構成メンバーの年齢構成をみると、平成25年度調査、今回の調査ともに「60歳代」が最も多く、次いで「70歳代以上」となっています。



3 活動成果を発表する機会

活動の成果を市民等に発表する機会としては、平成25年度調査の時よりも「0回」が減り、あとは軒並み増えています。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

第1章

第2章

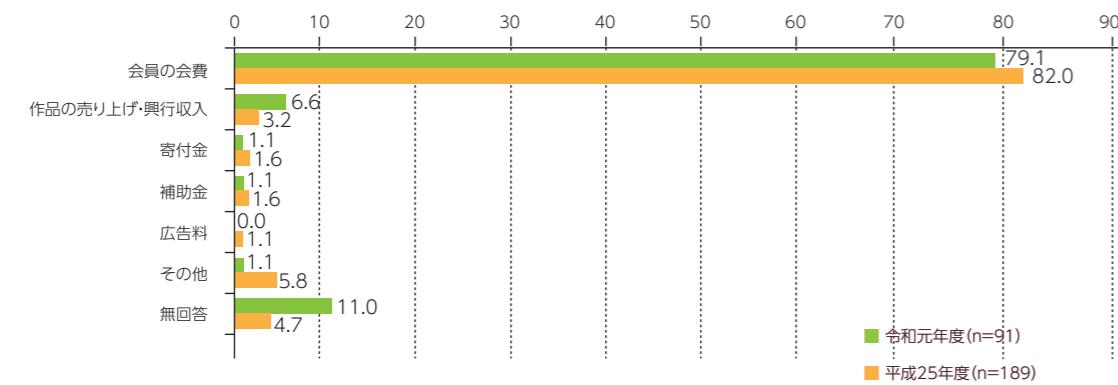
第3章

第4章

資料編

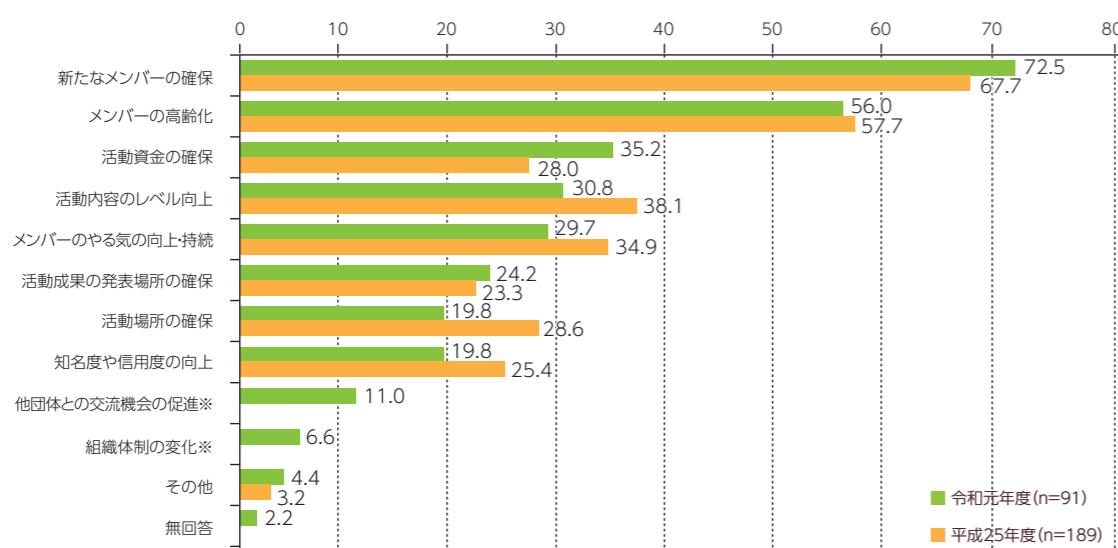
4 活動費の原資

団体の活動の原資としては、平成25年度調査、今回調査ともに「会員の会費」が最も多くなっています。



5 活動を行うにあたっての課題

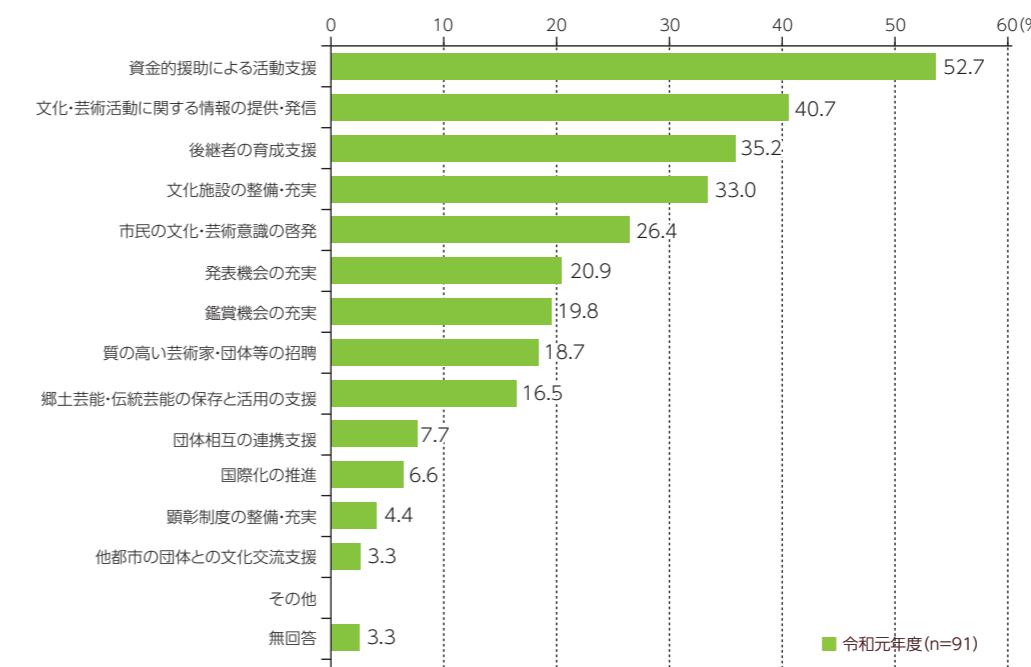
活動するにあたっての課題としては、平成25年度調査、今回の調査ともに「新たなメンバーの確保」が最も多く、次いで「メンバーの高齢化」となっています。



(注)※印の選択肢は平成25年調査では提示していない。

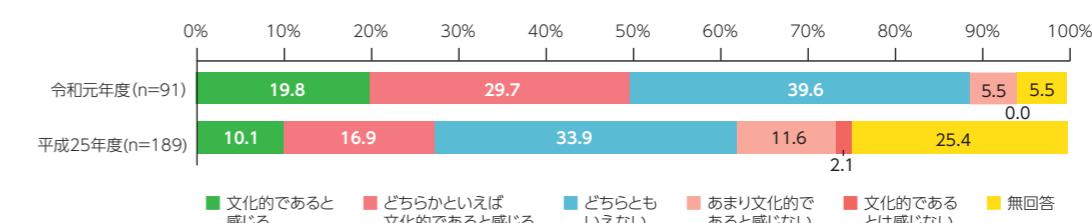
6 団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるもの

団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるものとしては、資金援助が最も多く、次いで情報の提供・発信、後継者の育成支援、文化施設の整備・充実となっています。



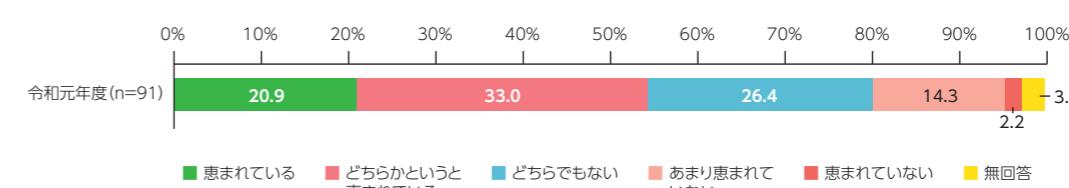
7 大分市が「文化的なまち」であるという意識

大分市が「文化的なまち」であるという意識は、平成25年度調査より大幅に増えています。



8 大分市の文化・芸術の発表の機会

文化・芸術の発表の機会に恵まれているという意識が半数を超えていました。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

学生アンケート

1 調査の概要

	一般学生	専門学校	留学生
対象者	国立大学法人 大分大学(経済学部)	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 (美術科・音楽科)	①国立大学法人 大分大学 ②学校法人文理学園 日本文理大学 ③公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学
調査方法	大学へ持ち込み配布	大学へ持ち込み配布 (インターネット申請併用)	大学へ持ち込み配布
調査時期	令和元年11月	令和元年11月~12月	令和元年11月~12月
配布・回収状況	配布数 244 回収数 139 回収率 57.0%	配布数 460 回収数 295 回収率 64.1%	配布数 143 回収数 138 回収率 96.5%

2 希望する進路

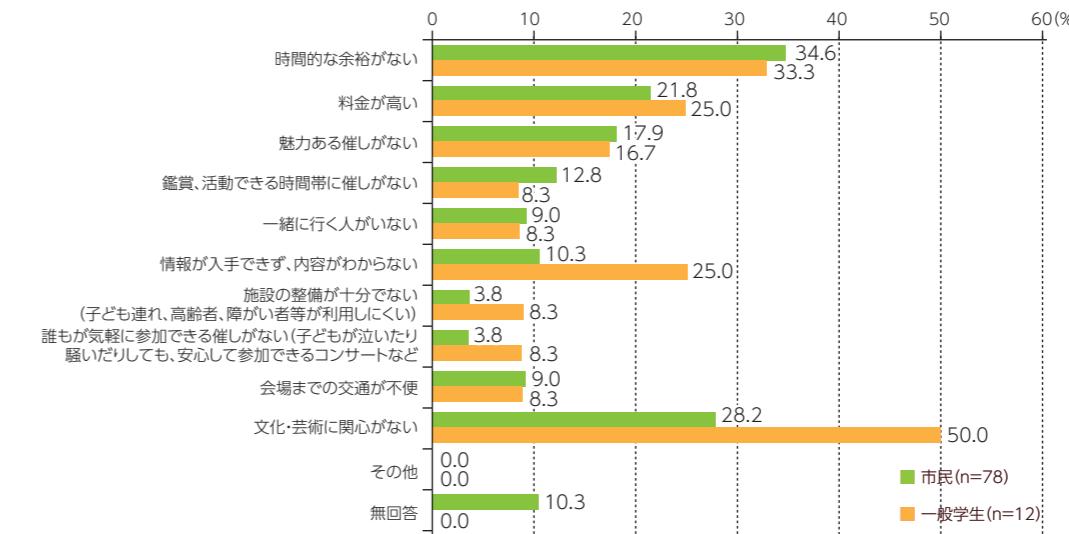
専門学生の今後の進路としては、大分市内よりも市外で就職や進学を希望する学生が多くなっています。



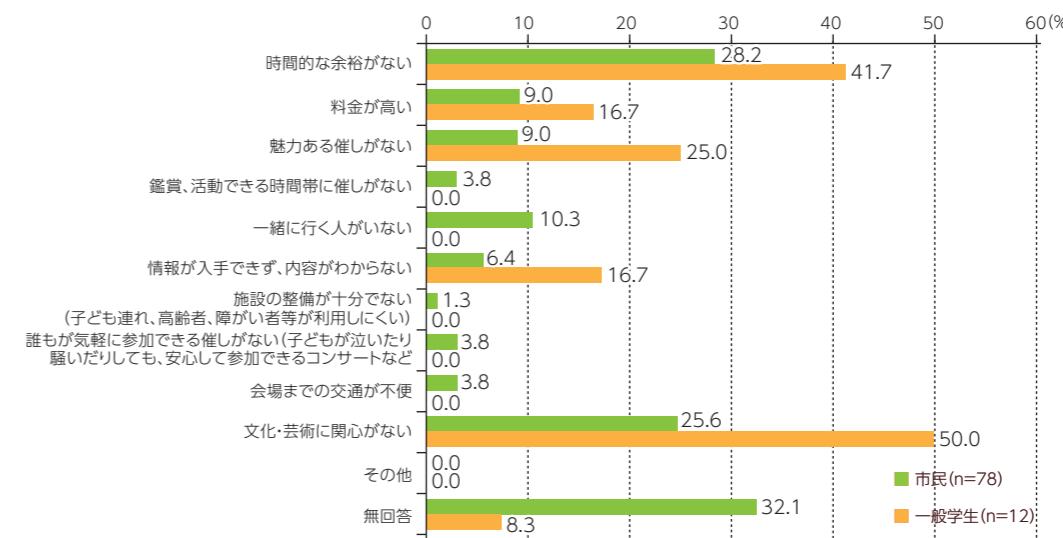
3 鑑賞も活動もしない理由

鑑賞も活動もしない理由としては、一般学生では、「文化・芸術に関心がない」が最も多く、市民アンケートとは異なる傾向を示しています。

《鑑賞》



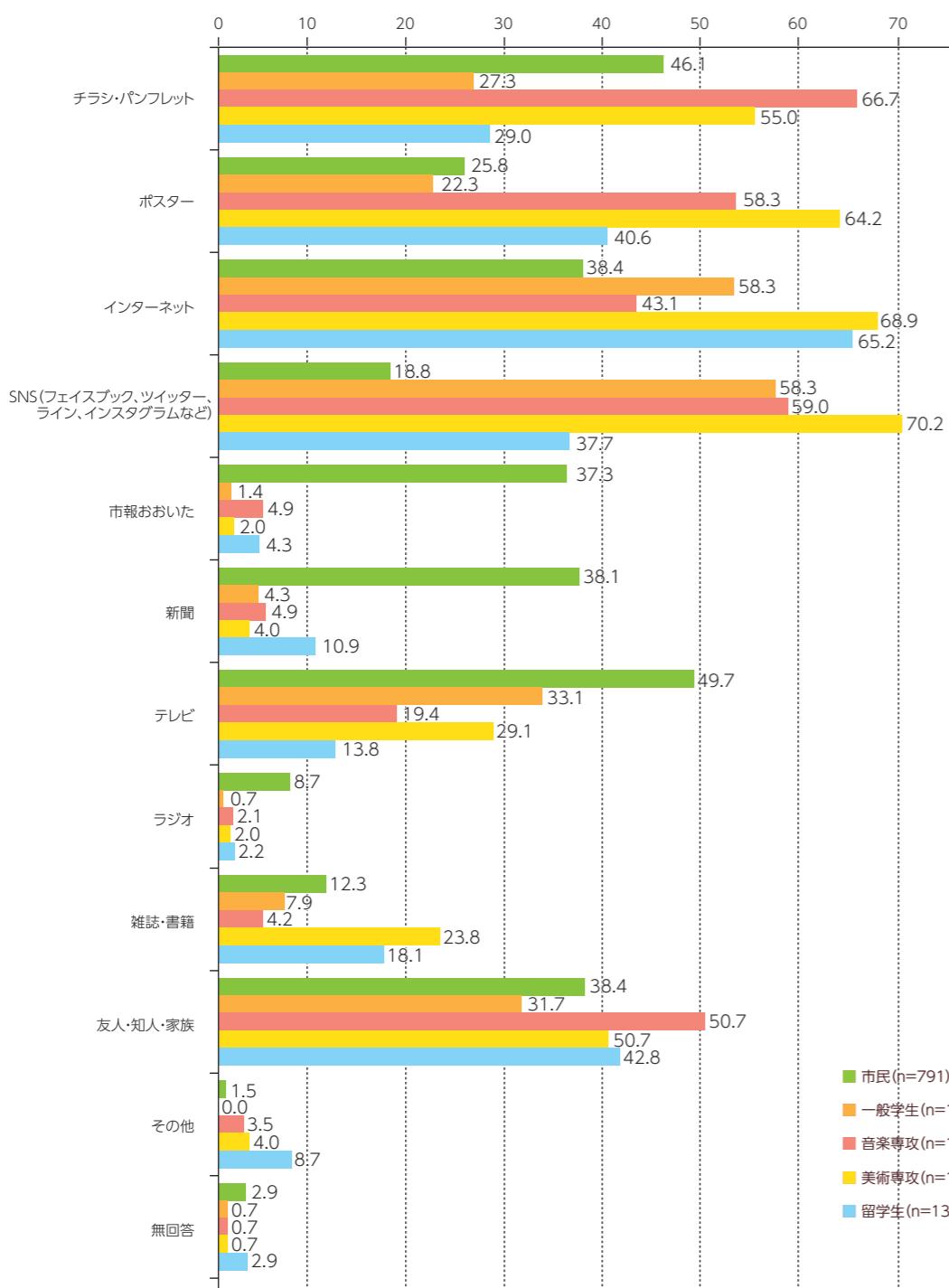
《活動》



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

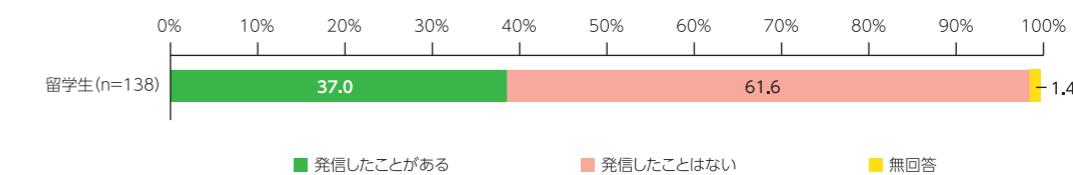
4 文化・芸術に関する情報について

文化・芸術に関する情報の入手方法は、市民アンケートでは「テレビ」と「チラシ・パンフレット」が多くなっていますが、一般学生や専門学生（美術・音楽）、留学生では、「SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなど）」や「インターネット」が多くなっています。



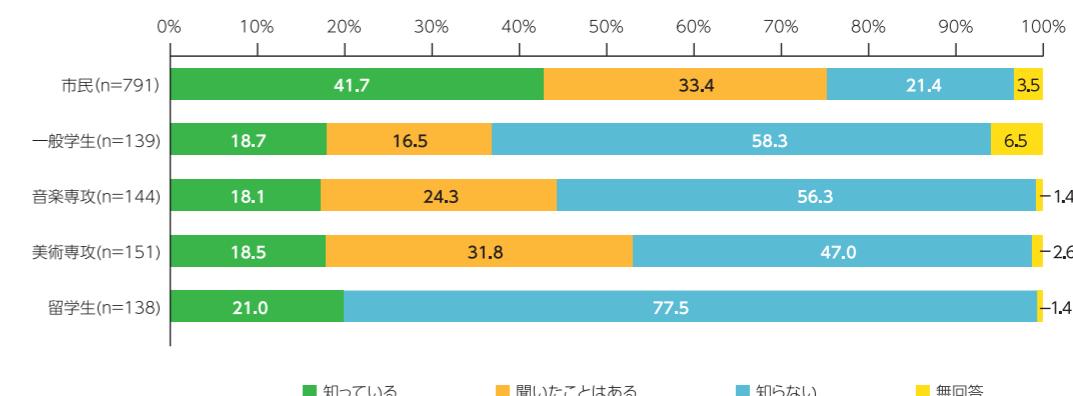
5 大分市の祭りや観光名所、景観、建築物などをSNS（フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなど）で発信

約3人に1人強の留学生が、SNSで大分市に関する情報を発信した経験を持っています。



6 大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることの認知度

大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることについては、市民では知っている人が4割強いますが、学生や留学生では2割前後にとどまっています。



(注)留学生には「聞いたことはある」とい選択肢は提示していない。

大分市文化・芸術に関するアンケート調査結果の詳細につきましては、こちらからホームページをご覧ください。



市民アンケート
調査結果



文化・芸術団体アンケート
調査結果



学生アンケート
調査結果

2 第2次大分市文化・芸術振興計画 策定経過

令和元年8月30日	第1回策定委員会、委嘱状交付式
	○委員長、副委員長の選出
	○第2次計画策定の背景
	○大分市文化・芸術に関するアンケート調査の検討
11月～12月	大分市文化・芸術に関するアンケート調査の実施 (市民向け、文化・芸術団体向け、学生向け)
令和2年2月28日	第2回策定委員会
	○大分市文化・芸術に関するアンケート調査の結果報告
	○第2次計画の方向性の検討
7月2日	第3回策定委員会
	○第2次計画の基本理念の検討
	○第2次計画の骨子の検討
10月15日	第4回策定委員会
	○第2次計画素案の検討
	○第2次計画の重点プロジェクトの検討
11月16日	市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施（～12月15日）
	○意見提出者数：3名
	○意見件数：7件
令和3年2月12日	第5回策定委員会
	○市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果報告
	○第2次計画案の検討
3月4日	第2次計画案を市長へ報告
3月29日	第2次大分市文化・芸術振興計画 おおいた文化・芸術推進プラン2024の策定

第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会 委員名簿

※敬称略、順不同	
氏 名	団体・役職
委員長 根之木 英二	別府大学 特任教授
副委員長 大津 祐司	大分県立先哲史料館 館長
伊藤 京子	公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団 副理事長
大久保 佳奈子	公募委員
後藤 智江	後藤智江モダンダンススタジオ 主宰
高橋 幹雄	大分市観光協会 副会長
松村 紅実子	公募委員
三浦 宏樹	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 アドバイザー
村上 和子	社会福祉法人シンフォニー 理事長
佐藤 雅昭	大分市教育部長
菅 章	大分市美術館長
伊藤 英樹 (江藤 郁)	大分市企画部長

資料編 第2次大分市文化・芸術振興計画 策定経過

第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条

第2次大分市文化・芸術振興計画（以下「計画」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条

委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条

1 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者たちから市長が参画依頼し、又は任命する。

(1) 識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市の職員

(6) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条

委員の参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条

1 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条

1 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報償金等)

第7条

委員（第3条第2項第5号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これ支払うことができる。

(庶務)

第8条

委員会の庶務は、企画部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。（大分市文化芸術振興プラン策定委員会設置要綱の廃止）

2 大分市文化芸術振興プラン策定委員会設置要綱（平成 25 年 5 月 8 日施行）は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料編 文化芸術基本法

3 文化芸術基本法

(平成十三年法律第二百四十八号) 改正 平成二十九年六月二十三日

目次

前文

第一章 総則 (第一条一第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等 (第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策 (第八条一第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備 (第三十六条・第三十七条)

附則

(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかし、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にすることを包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵澤をもたらすことにあることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

資料編 文化芸術基本法

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

資料編 文化芸術基本法

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るために、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことのかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

資料編 文化芸術基本法

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。
2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

資料編 文化芸術基本法

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項

を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行

政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料編 大分市の主な文化・芸術関連施設

大分地区

ホルトホール大分
コンパルホール
平和市民公園能楽堂
大分市美術館
アートプラザ
南蛮 BVNGO 交流館
祝祭の広場



大分中央公民館
大分東部公民館
大分西部公民館
大分南部公民館
南大分公民館

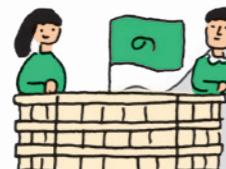


大分県立美術館
大分県立総合文化センター
おおいた障がい者芸術文化支援センター
大分県立埋蔵文化財センター
大分県立先哲史料館



植田地区

大分市歴史資料館
大分市埋蔵文化財保存活用センター
植田公民館



野津原地区

のつはる天空広場
ななせアートスタジオ
(旧野津原中部小学校)
野津原公民館



明野地区

明治明野公民館



大在地区

大在公民館



鶴崎地区

毛利空桑記念館
鶴崎公民館



坂ノ市地区

海部古墳資料館
坂ノ市公民館



佐賀関地区

おおじゅうきアートスタジオ
(旧大志生木小学校)
関崎海星館
佐賀関公民館

大南地区

帆足本家酒造蔵
河原内陶芸樂習館
大南公民館



冊子デザイン

米村知倫 (Yone) 氏 (イラストレーター)

大分市在住。大学で建築を学び、建築表現の延長としてイラストを描き始める。アイソメトリック(立体製図)、
俯瞰図、地図など空間を説明するイラストレーションを数多く手掛ける。平成30年に開催された「第33回国
民文化祭・おおいた大会」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のビジュアルを担当。

第2次大分市文化・芸術振興計画
おおいた文化・芸術推進プラン2024

発行：大分市企画部文化振興課
